

第四十六回 参議院商工委員会會議録第三十六号

昭和三十九年六月二十二日(月曜日)

午前十一時十一分開会

出席者は左のとおり。

委員長 前田 久吉君
理事 赤間 文三君
上原 正吉君
近藤 信一君

委員

岸田 幸雄君
船木 享弘君
豊田 雅孝君
吉武 恵市君
大矢 正君
樺 繁夫君
藤田 進君
鈴木 一弘君
向井 長年君

国務大臣

内閣総理大臣 池田 勇人君
通商産業大臣 福田 一君
労働大臣 大橋 武夫君
自治大臣 赤澤 正道君

政府委員

内閣法制局長官 林 修三君
通商産業 政務次官 竹下 登君
通商産業 大臣官房長 川出 千速君
通商産業 大臣官房長 宮本 惇君
通商産業 大臣官房長 大宮 五郎君
通商産業 大臣官房長 三治 重信君

事務局側

常任委員 小田橋貞壽君
会専門員

本日の会議に付した案件
○電気事業法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(前田久吉君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

○委員長及び理事打ち合わせ会の協議事項について御報告いたします。

○委員長(前田久吉君) 電気事業法案を議題といたします。前回に引き続き質疑を行ないます。御質疑のあり方は順次御発言を願います。

○藤田進君 労働大臣にお伺いいたしたいと思いますが、現在会期末を控えて、最重要だといわれて、総理の所信表明にもあったとおり、ILO条約八十七号等の批准並びに国内法の整備といったことが問題の焦点でございますが、いわばこういってILO条約を批准すべきだという方向性については与野党一致しているわけで、こういう世界的あるいは国内状況下における電気事業労働者の立場ということについて、若干の質疑をいたしたいと思っております。

○ILO条約については、念のためにお伺いいたしますが、この国会で与野

党間の調整をはかり批准をするということについては、今日、大臣のお気持ちも変わりはないと思いますが、そのとおり認識してよろしゅうございますか。

○国務大臣(大橋武夫君) ただいまILO八十七号条約批准問題につきましては、自民党、社会党間で国会対策委員長会談が引き続き持たれておるのでございまして、政府といたしましては、その結果に対して大きな期待をしないでおるところでございます。

○藤田進君 そのような状況であるにかかわらず、かつて、終戦後吉田内閣における労組法の制定、自後、基準法ないし労働法の創設ということになつて、当時労働法そのものが憲法に抵触するしないの議論もあつたような状態であつたにかかわらず、その後同じ吉田内閣において、いわゆるスト規制法なるものが制定され、しかし、当時の議論としては、時限立法としてこれが創設されたわけでありまして、その後恒久化されるということになったのが、国際労働環境から見てもこのような民間産業、私的資本、私的企業の労働者に対して、かようなストライキの手段を拘束するということとは、これはILO条約批准の精神からしてもとめるのではないかと思われます。そこで、このILO条約とスト規制法との関連について政府の御解釈なり今後

の対処すべき方針をお伺いしたいと思ひます。なお私もすわって質疑いたしますから、すわられたままでけっこう

です。

○国務大臣(大橋武夫君) ILO条約八十七号につきましては、政府といたしましては、民間の労働組合はいわゆる労働組合法によつて規律をされておりますので、いつ何ときでも批准可能な状態に相なつておるのでござい

ます。ただ公共企業体並びに国家の職員の労働関係を、八十七号条約にあわせてその関連法規を改正する必要がある、こう考えておるわけでござい

ます。したがって、この際民間関係の労働法規につきまして、ILO条約八十七号の批准を理由とする改正は、考えておらないわけでござい

ます。○藤田進君 スト規制法を制定せざるを得なかつたという事情、これはどのように把握されているんでしょうか。

○国務大臣(大橋武夫君) これはいろいろ事情はあつたろうと思ひますが、まず当時の日本の労働事情と申しますか、労使間の関係、これがまあ一つの大きな理由であつたことは、疑いのないところだと思ひます。と同時に、何といつても一番大切でありました点は、電気事業の日本国内におきま

す社会的な重要性、そのために電気の供給が遮断されるようなことがあり

ましたならば、国内においては社会生活が成り立たない、こういう点が着目されまして、憲法第二十八条の労働権を公共の福祉のために制限をするとい

う趣旨で、このスト規制法ができたものと承知をいたしております。

○藤田進君 いま例示された主要な事

情が変更されている、その心配がないという事情に明確におかれる場合には、もはやスト規制法の必要を認めないということにも論理上なりますが、そう解釈してよろしゅうござい

ます。○国務大臣(大橋武夫君) スト規制法は、憲法上認められております労働者の労働権を制限するという趣旨の立法でございまして、当然相応の理由があつてつくられたものでござい

ます。その理由が全くなければ、その立法の趣旨はなくなるわけでござい

まして、当然廃止されてしかるべきものということは、論理的にそのとおりだと思ひます。

○藤田進君 その議論は後に譲りまして、しからば、スト規制法下における関係労働者の労働運動あるいは団体行動なり、といったようなことについて、どういふ成果があつたのか、スト規制法そのものが何らかの労働情勢というものを要革したかどうか、この点の分析についてお伺いをいたしたい。

○政府委員(三治重信君) これには見方によって違ひがあるかと思ひますが、このスト規制法によりまして、その前に停電行為が行なわれていたのがストップして、それ以後電気の供給が完全に事故なく確保されているという事実はござい

ます。またここにこういうような法律をつくる契機になつて、組合の内部におきまして、その前のいろいろな過激

の労働運動というのが、組合自身の

動きによって相当組合運動としても、われわれから見ても改訂されたのも非常に大きな原因だというふうに思っております。

○藤田進君 そうすれば、スト規制法によって公共の福祉ないし企業の資本というものは守られてきた、こう言えると思います。しかし、その規制法下における労働運動の制約というものは、その当該労働者というものは、法の適用を受ける労働者の労働条件、こういうものの推移を、スト規制法施行前と以後との動向についてひとつ御説明をいただきたい。

○政府委員(三治重信君) その統計的とか具体的な数字については、いまちょっと持ち合わせございませんが、先ほど申しましたように、はつきりスト規制法以後スト規制法の対象となるような労働運動はなかったことは事実でございます。したがってその法律の効果といたしましては、その以前に非常に公共の利益に反するような停電行為その他供給を害する障害行為が行なわれたのが困ったということでございます。それはまた、一面われわれのこのスト規制法の制定の精神は、争議行為としてもやはり許されない社会通念上当然のことを規定したということであります。それが確認された。その確認されたことを労働組合の運動としても内部的に守って、そういう運動が起る、労働組合自身の姿勢も直って非常な正常化をしたというのが具体的な事実だろうと思っております。

○藤田進君 昭和二十二年以後二十七年当時のわが国の一般民間産業における基準賃金を含む各種労働条件と、その後におけるスト規制法下の労働条件

というものは、これを電気事業に取って見る場合に、昭和三十七、八年の統計はすでに出ています。どういう推移をたどっているか。相対的にいえば民間産業との割合、ひいては電気事業に占める人件費と資本費、あるいはその他の経費の占める割合というものがどうなってきたか、これはお手元に資料がなくちゃならぬはずで、説明をしていただきたい。

○政府委員(大宮五郎君) まず、賃金について申し上げます。賃金に付きましては、昨年の産業全体の平均賃金は三万二千七百二十七円でございます。それに対しては、電気業だけを取り上げてみますと、四万八千三百七十四円でございます。ただ、これは平均的な数字でございます。年齢構成とかあるいは勤続年数別の労働者構成とか、そういうものは電気事業のほうがはるかに高いわけでございます。比較という点におきましてはいろいろ問題もあるところでございます。単純に平均賃金だけを見ますと、このようになっておるのであります。

○藤田進君 毎勤は事業者から取っている資料じゃないの。

○政府委員(大宮五郎君) 毎月事業所から調査表を提出させまして、それを集計したものでございます。

○藤田進君 われわれのほうに電気事業連合会調べとして提出されている資料によると、三十八年は基準賃金の金額において三万二千七百五十五円、それからいまだあなたの言う総所得から見たものが四万六千四百四十四円、三十七年が四万四千八百円。そうすると、二千幾らあなたのほうがサバを読んだことになる。これは突き合わせてもらいたい。

○政府委員(大宮五郎君) これは賞与を含めた数字でございます。賞与を除きました定期的な給与だけにいて見ますと、われわれが三十六年で大きな調査をやっておりますが、そのときの電気業の定期給与の平均は二万九千六百六十六円でございます。で、昨年の分はまだできておりませんが、おそらく電気事業連合会のほうで数字程度にはなっております。これは数字程度にはなっております。限定してまいりますと、おそらくそういう数字になろうかとも思います。

○藤田進君 これは時間がたつたので、数字がまるきり違う。電気事業者が出している資料はたくさんあるのですよ、賞与が幾らなり、初任給が幾らなりと。それをスト規制法の議論を出す、これでいいのだということをやれば、これにやっていると、電気事業者が出していないのに、労働省が別に出している別だが、これは数字がこんなにふえるわけがない、月に二千幾らという……。これは総額なんです、いま言っているやつは。おかしいですよ、合計何とかというの。至急にもっと的確のものを出してもらいたい。まあそれが何といても、お盆なり年末なりのいわゆるボーナスという臨時給与といったものが、電気事業者がその他の関連において最高になることはないでしょう。三万二千元と四万八千元と、こういうのでしょ。ほかの平均と電気事業の比較が何しろ一万六千円弱月額にして高いと。そんな資料どこにもないです。いま各地から資料をとっています。当該労働組合の出している資料もここにある。こんなばかげた資料は——そんな考え

合は一一・六二%、三十八年上期の人件費の割合は一〇・〇五%というのが一般産業のほうの人件費の割合の動向でございます。電気業につきましては人件費の割合はちょっと手持ちの資料がございませんで、また後刻調べて先生のほうへお届けしたいと思っております。

○藤田進君 いまの四万八千三百幾らというのはいまの間の総額を十二で割ったとかいうようなものですか。そして何年か。

○政府委員(大宮五郎君) ただいまの四万八千三百七十四円という電気業の平均賃金は、いわゆる定期的な給与のほかに賞与等の特別給与も含めた現金給与の毎月の平均額でございます。その昨年の、三十八年中の平均の数字でございます。

○藤田進君 それはどの統計です。

○政府委員(大宮五郎君) これは労働省で毎月やっております毎月勤労統計という統計の結果から出したものでございます。

○藤田進君 毎勤は事業者から取っている資料じゃないの。

○政府委員(大宮五郎君) 毎月事業所から調査表を提出させまして、それを集計したものでございます。

○藤田進君 われわれのほうに電気事業連合会調べとして提出されている資料によると、三十八年は基準賃金の金額において三万二千七百五十五円、それからいまだあなたの言う総所得から見たものが四万六千四百四十四円、三十七年が四万四千八百円。そうすると、二千幾らあなたのほうがサバを読んだことになる。これは突き合わせてもらいたい。

○政府委員(大宮五郎君) これは賞与を含めた数字でございます。賞与を除きました定期的な給与だけにいて見ますと、われわれが三十六年で大きな調査をやっておりますが、そのときの電気業の定期給与の平均は二万九千六百六十六円でございます。で、昨年の分はまだできておりませんが、おそらく電気事業連合会のほうで数字程度にはなっております。これは数字程度にはなっております。限定してまいりますと、おそらくそういう数字になろうかとも思います。

○藤田進君 これは時間がたつたので、数字がまるきり違う。電気事業者が出している資料はたくさんあるのですよ、賞与が幾らなり、初任給が幾らなりと。それをスト規制法の議論を出す、これでいいのだということをやれば、これにやっていると、電気事業者が出していないのに、労働省が別に出している別だが、これは数字がこんなにふえるわけがない、月に二千幾らという……。これは総額なんです、いま言っているやつは。おかしいですよ、合計何とかというの。至急にもっと的確のものを出してもらいたい。まあそれが何といても、お盆なり年末なりのいわゆるボーナスという臨時給与といったものが、電気事業者がその他の関連において最高になることはないでしょう。三万二千元と四万八千元と、こういうのでしょ。ほかの平均と電気事業の比較が何しろ一万六千円弱月額にして高いと。そんな資料どこにもないです。いま各地から資料をとっています。当該労働組合の出している資料もここにある。こんなばかげた資料は——そんな考え

として中労委の調停案による解決、例
外なくそれが解決案になっていたわけ
でしょう。当時の全経費に占める割合
等から見ても、一時は中山伊知郎中労
委調停委員長から、大体企業のコスト
の中に占める労働関係、人件費とい
うのは五〇％を占めてはならないとい
う勧告が出たくらい、五〇％を占めて
いた時代もあった。しかし、これは終戦
後のアブノーマルな時代と、ある程度
私もそれは認めます。認めますが、そ
の後生産性、これは設備産業でしよ
うから、生産性が上がるとすぐこれに
応じて同じ比例で上がっていくという
こともいがかかと思ひますが、それ
にしても今日全経費に対する人件費の割
合というものはどうなっていますか、
最終的にたとえ昭和三十八年度で
すね。

○政府委員(宮本博君) 三十七年度の
数字が手元にございますが、昭和二
十九年度と三十七年度の対比をさして
いただきますが、二十九年度は総支出
が二千九百四十億円でございまして、人件
費は五百三十億円でございまして、約
二六％でございます。ところが、三十
七年度は総支出が六千三百十九億円で
人件費が千五百億円で、約一七％でござ
います。それから三十八年度の下期だ
けで見ますと、約一五％というふうな
下がってはきておられるわけございま
す。ただ、先生御存じのように、ただ
いまおっしゃいましたように、電気事
業は非常に何と申しますか、膨大な設
備産業でございまして、資本費その他
の割合が御承知のような電源開発そ
の他のためにふくれ上がってまいりま
したので、割合が下がってくるのはある
程度——人件費と総支出との割合が下

がるのは、中身自体は別といたしまし
て、ほかがふえるので、ある程度傾向
としてやむを得ないのではないかと考
えております。

○藤田進君 そうすると、人員の異
動、従業員数の異動、これはどうい
う傾向をたどっていますか。

○政府委員(宮本博君) 手元に昭和三
十七年度の統計がございまして、これ
は九電力合計で十四万三千二百六十
一人、これは三十六年度に比べまして
十六年度末で十三万二千四百八十八
人でございまして、約一万一千人程度
ふえておられるので、約一五％に下
がっている次第でございます。三十八
年度の統計はただいま至急調べます。

○藤田進君 これは電気事業者から出
ている調べで、昭和二十六年度の五月
が十三万九千五百四十九人なんです
。そうして三十七年度の九月になって十三
万六千四百五十四人、ですから三千程
度減っている。それから設備はどう
なっているのか。設備はふえているのか
減っているのか。どのようになっている
のか。販売電力量でもいい、あるいは
は設備能力でもいい。

○政府委員(宮本博君) 発電設備で申
し上げますと、九電力だけで申し上げ
ますと、二十六年度の五月一日が八百五
十三万五千キロワットでございまして
が、三十七年度で二千三百三十三万八
千キロワット、したがって、当時で
約二倍半くらいにふえており、現在は
約三倍近くになっております。

○藤田進君 お話のように、設備はこ
れはもう三倍近くになって、設備はこ
し、これはいよいよわゆるオートメーシ
ンで、機械的にこれを言おうとは思ひ
ませんが、事業量がふえるということ
は間違いございませんし、それから生産

性は上がった上になっていることにな
る。同時に、従業員というのは逆に三
千くらい減っている。そうして企業
の中における人件費の占める割合とい
うものは、終戦後二十四、五年ごろの少
なくとも五〇％程度から、公益事業局長
は二十九年度と比べて、それでも二
六％の人件費の占める割合、それが三
十七年度の下期を見ると一五％に下
がっている。大体そういう傾向をたど
っているわけですね。総賃金と言われ
るけれども、これは夜間のいわゆる三交代
勤務も入ります。これは変電所はそう
です。三交代勤務ということになれば
ば、基準法上、他の産業とは違って、
総収入はこれはふえますね、昼間の
労働だけじゃありませんから。同時に
出でくる。こう考へてくると、他の製
造業等と比較して、またその労働の質
的構成等を見たときに、労働者の統計
がいうように、他の産業の平均よりも
少なくとも一万三千円ないし五千円
というような優位にあるということ
は、これは説明は別に、統計上、私はこの
会期中に、審議中にいたしたいと思
ひますが、こういうことはあり得な
い。そこで労働大臣御答弁の、創設
時スト規制法の必要というのか、その
労働組合の状況というものを説明さ
れたと思うのです。これはもう相対的
なもので、資本と労働のいづれが行
き過ぎたとか、いよいよ悪いかい
うことは、これはやはり相当深く掘り下
げて検討してみなければなりません。そ
のときの政治事情等から労働間で解決
のできない状態に間々達着して、中労

委なり、あるいは通産大臣なり、労働
大臣なりというところまで問題が来な
ければ解決をしない、現在の公労法関
係労働者、あるいは公務員法関係労働
者と同じような状態が当時あったの
か、なかったのか。こういうことも労
使関係の紛争時には大きな問題として
出てきます。それからもう一つ指摘さ
れたのは、電力の事情というところで
ね。しばしば停電するということだ
とは、民生の安定なりあるいは産業の
復興なり発展に対して阻害することが
あったかもしれません。この二点を指
摘されたわけですね。しかも、その状態
がその創設の動機となった、二つ指摘
されましたが、この事情がなくなれ
ば、当然スト規制法というものは本来の
姿に、憲法二十八条で労働権は保障さ
れているのですから、少なくとも現行
労働法並びに基準法、労働法の線まで
は、つまりスト規制法はこれを廃止す
べきだといわれたと思うのです。そう
なると、現状認識と将来の展望
について、特に電気事業に關連してこ
れを論ずるならば、労使関係という
ものが現状どういう——スト規制法創設
時と違っているのかないのか。ある
いはば、スト規制法を必要としない
とかりに判断できても、近き将来な
り、創設当時と同様な事態が発生する
と見るのか、見ないのか。また第二の
理由である電気事業における、特に電
力の需給と客観的経済事情というもの
から見て、創設当時の要素と同様な事
情にあるのか、ないのか。こういうこ
とがスト規制法をこの際廃案にする、
法の撤廃をするかどうかということに
当然關連してくると思うのでありま
す。この点について、スト規制法創設

当時と現状との比較において、どうい
うふうに大臣の言われる二点について
の現状分析、把握をせられておるか、
お伺いをいたします。

○国務大臣(大橋武夫君) まず労使間
の關係でございまして、私はスト規
制法制定当時を比べて、今日の電
気事業における労使關係は最も堅実な
關係になってきておるということを認
識いたしておるのでございます。そう
いう意味におきまして、今日スト規制
法の撤廃ということ、特に電気事業関
係の労働組合の諸君から強く要望され
ていることも事実でございますが、労
働關係だけから申しますならば、非
常に当時と実情が違ってきていると思
うのでございまして、何ぶんにも今日
国民生活におきまして電力供給事業の
占めて重要な地位というものは、
ますます大きくなっているわけでござ
います。電気の供給が停止するとい
うようなことに相なりますと、これは
社会生活の大きな混乱を起こすこと
を否定できません。そういう意味から
申しますと、やはり電気事業につ
いてストライキというふうなものはい
ことを希望するのが一般の気持ちであ
るうかと思ひます。ございまして、こ
の二つの点をにらみ合ひながら憲法二
十八条の労働基本権というものをいかに
取り扱うべきか、これは今後の課題と
して労働省では慎重に研究しなければ
ならぬ大切な問題であると思ひ
ます。

○藤田進君 労使間の關係はわかりま
したが、当時の電気事情、特に電力の
事情というのについて、スト規制法
創設の動機の一つとしてあげられたわ
けですが、現在と当時とは相当変

わってきけるように思います。スト規制法を必要とするという状態かどうか。たとえばストライキを決定するといふ場合には労働法というものを残す以上、これに制約があるわけですね。同時にスト規制法の内容の理解次第ですが、私が見ますと、スト規制法なるものはこれは違憲立法ですから、何もおそれることもないと思います。しかし、ある以上、悪法であっても、できるだけ法は守るという気持ちの人が多から、何らかの障害になつていふことは私に思ふので、廃止論を出すわけですが、これも、これでもって労働条件を低下するならば、相対的にですね、他の産業から比較してみても、ストライキという手段は当然電気事業に支障を来す、やっちゃんねという事になれば、一種のこれは強制労働です。それはやめていけば別でいいけれども、かなり電気事業では長年勤務した人たちが定年を待たずにやめていく傾向が強いのです。それからこの間木川田参考人に対しては申し上げたが、案外電気事業に優秀な新規卒生が集まつてきにくい状態にある。これは何を物語るかという、結局諸般の事情で労働条件等を中心とした魅力がないということ。したがって、私は電気事業をそれほど重要な国の基幹産業として扱う以上、それ相応の労働者に対する待遇は考えていかねばならない。特に内部保留も漸次充実してくる。償却についても相当な前進である。電気料金の値上げといふことはわれわれも賛成いたしません、それを待つまでもなく、労働条件に回し得るものは回す必要があるが、依然として合理化を進められるけれども、労働条件に回つてこないといふことが

から見れば、現在労使間もまことに健全であるといふことであり、かつ将来を展望するときにそれほど心配もない。電力事情はすでに供給余剰設備も持つてきたことであらば、当然ILO批准といふことの精神においても、財産権を公共の福祉云々によつて制約するといふことは違つて、労働基本権である憲法二十八条の制約といふことを意味する以上、この際廃止することが適當ではないか、こう思ふわけであり、一面の労使関係の健全性はいいま御答弁になりましたが、その他の事情についていまだスト規制法を存続すべき理由があるのかの御説明をいただきたい。

○国務大臣(大橋武夫君) 御承知のように、この法案が当初時限立法でありましたのを恒久立法に改められたのでございます。しかし、それにいたしましても、労働立法、ことに憲法に保障されております労働基本権を制限するといふような法律の問題でございまして、常にかつての労働省といつては、常に社会の情勢の推移を検討いたしまして、この法律が現在の社会にとつて真に必要やむを得ざるものであるかどうかといふことは、常に確かめていくのが当然であると思つておるのでございまして。現在の段階におきましては、私もといたしまして、ストライキを制限せられております電気事業関係労働者の労働条件の維持改善に対する措置といふものを常に検討し、それとのにらみ合いにおきまして、このスト規制法の措置も考えていく必要があると思つておるのでございます。何分にも電気そのものの社会的な重要さというものから考えまして、電気供給途

絶といふことによる一般社会生活の混乱を考へまするとき、今日なおこれが撤廃に踏み切るといふ決意をつけかねておるような状況にございます。

○向井長年君 関連して、いま藤田君から質問の問題につきまして、他の委員会では労働大臣にいろいろ質問をいたしました。今後撤廃への方向を持ちつつ、労働省としても検討したい、こういう答弁を他の委員会でも伺つてゐるわけですが、ただ問題は、いま藤田委員からもいろいろあらゆる角度から質問されましたが、私はこの問題は総理が出来るときに質問をしたいと思つておりますが、特に池田内閣は、常にいわゆる東西の緊張あるいは平和といふものは、武力の均衡の上にこれが保たれておる、こう言つてゐるのであります。したがって、先ほどの労働大臣の答弁から考へるならば、いわゆる現状においては、現状認識はそういうものが必要としない電気労働者の現在の実情である、こういうことが言われてゐる。一方においては、法律論的には憲法二十八条あるいは労働法の三十七条、三十八条の精神から考へるならば、これはいま申しました問題として法律論からいつても疑義がある。それから、この問題について当初時限立法であるといふゆゑのものは、やはりそういうところ起因があつたと思ふ。正常な労使関係を保つために一時的にこういう制限をしようじゃないか、こういう精神に基づいて時限立法の状況がなくなれば、一日も早くこれを撤廃への道をやるべきである。したがって、ただいま自民党の労働部会の方々に伺うと、どういふことを言うか

と言へば、しからばこの法律を撤廃した場合に、ほんとうに停電ストライキ等をやるのか、そういうことは現在の常識の中でこれはおそろくそういうものはやり得るといふ問題ではなくて、やはり労働基本権としてそれを持つ、やはり会社は経営権なり、そういう形においてやはり労働権といふものは、ただ団結したところで何らかの行動がなければ力が発揮できない。したがって、これは一つの平和的にあらゆる労使問題を解決するための一つの手段としてあるべきである。こういう立場から考へるならば、本来あることによつて労使慣行がいわゆる力の均衡を持ちつつ諸問題を平和的に解決するといふ形になつてくると思ふ。そういう問題をやはり労働大臣は十分考へて、現実的な実情の上に立つて、これを早くなくする。ストライキやらぬものだったらば要らぬじゃないかといふような極端な議論じゃなくて、現状やいかに労働関係をつくるためには、いま申しました労働基本権としてあるものを付与し、経営者はその上に立つて、いろいろと平和的に諸問題を解決するといふ立場に立たなければならぬのじゃないか。そういう意味において私は先般他の委員会において大橋労働大臣の最終的な、いわゆる労働省において検討をいたしました。こういうことは、おそろく与党の中においても、政府内部で将来こういう悪法をなくしていつかという立場に立つておるといふように、私はとりまして一応満足はいたしておるわけなんです、そういうことを私はこの委員会でもあわせて労働大臣に再度御確認をいただきたい。伺います。

○国務大臣(大橋武夫君) 私は考え方といたしましては、今日社会生活を考へますといふと、電気の供給は一日もこれなくしては成り立たないといふことは事実でございまして。その社会生活を擁護するといふ立場から電力の供給の確保といふことを考へなければならぬことも当然なのでございまして、その方法といたしまして、スト規制といふような方法にのみたよるということではたして適當かどうか。このことは基本的に私は疑問を持つておる点でございまして、電力の供給については、必要最小限の供給を政府として確保すべき何らかの他の措置を考へるべきではなからうか。そうして、憲法上の基本的な権利であります労働権については、すみやかにこれを労働者の手に回復させるべきではないか。こういうふうに考へておるのでございまして、まだ具体的な考へ方として申し上げるところまでかたまつておりませんことを、まことに残念に存する次第でございまして。

○藤田進君 資料を要求しておきますが、明日の午前中——きょうと言つたところだけれども、きょうは無理かもしれないので。労働省の統計について、電気事業労働者の、これは九社別並びに全体の平均値、これはすでに出了たので、これに対して、つぎその中で基準賃金、賞与その他を含めた総額の月割り。それから、家族構成、勤務年数といったような平均値、これに対応して製造業では食品、綿紡、化繊、パルプ、石油、鉄鋼、機械、電気機器、建設、銀行、保険、海運、ガス、新聞、

これに金融、化学産業、肥料その他、
こういったものと対応した、政府とし
てのこれだというものを提出していただ
きたい。われわれは持っているはずけれ
ども、ばらばらでは議論になりませ
ん。お出しただきたいと思ひます。
○政府委員(大宮五郎君) できるだけ
資料の作成には努力をいたします。私
の知っている限りでは、ちよつと家族
構成などにつきましては資料がまだ集
まらないのじゃないかと思ひますが、
できるだけひとつ先生の御要望に合う
ような資料を鋭意まとめたいと思ひま
す。

○藤田進君 それがないというのは、
まことにそのほかで、それぞれの
勤務年数なり、家族構成はどうだとか、
経験、能力その他はどうだとか、
そういういろいろなファクターに立っ
て給与というものは最近資本主義のも
とではきめられていくわけですから、
そういうもののファクターが全然ない
というのでは困る。しかし、まあない
ものをいま出せといつても無理なら
ば、あるものだけを出していただい
て、あすの午前中までにお願ひいたし
たい。

労働大臣につきましては約束の十二
時ということですから、これをもって
一応本日のごとく終わります。

○委員長(前田久吉君) 午前の審査は
この程度にとどめ、午後は一時再開す
ることとし、これにて暫時休憩いたし
ます。

午後零時二分休憩

午後一時三十六分開会

○委員長(前田久吉君) ただいまから
商工委員会を開いたします。

午前引き続き、電気事業法案を議
題とし、質疑を行ないます。御質疑の
おありの方は順次御発言を願ひます。
○藤田進君 自治、通産両相にお伺い
をいたしたいのですが、まず最初に電
気税についてお伺いをいたします。

まず、税の原則というものは、これは
もう一般化し、定説化しているわけ
ですが、負担の公平というか、この面か
ら見て、電気料金そのものが地域的に
アンバランスがある、これは電力、電
灯を通じてあるわけですから、そうい
ういわば家庭等の一般電灯電力につ
いては、今日、米あるいは水にひとしい
不可欠の生活の物資になつてきてい
る。こういうものに租税をかけるとい
うことはこれはいかにも変なものであ
る。まあ戦前以来いろいろ変革を遂げ
てきておられますが、いわば悪税の一つ
である。したがって、これをすみやか
に撤廃するということが最も正しいの
であり、それが地方財政に及ぼす影響
については、別途公平の原則なりある
いは徴税上のいろいろな原則を満たす
べきものをもつて補てんする必要があ
ると思ふのです。まあ同時に免税に
なつていけるものも現在百十九品目ある
ようでありまして、これが非課税対象に
なつていける。これは全体の三割程度に
なる、こういわれていく。したがいま
して、税率は逐年若干ずつの低減をさ
れてきたが、この際電気ガス税を
撤廃するという点について、ぜひと
もひとつお約束いただきたいと思ふの
であります。この点について、両相か
らお伺ひいたします。

○国務大臣(赤澤正道君) 私も全く同
感でございます。電気ガス税なるも
のは、一日も早くやめるべきであると

いう考え方に立っているものでござい
ますが、実際に中に入つてみますと、か
わり財源のことで、なかなかむずかし
い面もあるわけですね。しかしながら、
御案内のとおり毎年たつた一%ずつ
でも、とにかく漸減していこうという
方向をたどつております。できれば一
挙に廃止したいというふうな考へてい
る次第でございます。

○国務大臣(福田一君) この問題は、
もう私は就任をいたしましたから、二
度予算編成にぶつかつております。毎
年回強くその点は主張いたしておるの
であります。地方の財源の關係その他
からなかなかまだ実現を見ておらない
というのが実情でございます。

○藤田進君 その地方財源、かわり財
源について問題はどこにあるのです。
大蔵省、大蔵大臣のところからこれが
ネックとして残されていくのか。自治
省とされて今後解決するそのことは、
即かわり財源を見つづけることだとい
うことになる。これは大蔵省、
大蔵大臣に問題があるのだと解してよ
ろしうございませう。

○国務大臣(福田一君) いままでの予
算編成の経緯等を見てみますと、大蔵
省の主張は、電気ガス税は廃止すべき
である、そのかわり財源は全然見ない
というわけではない、おまな部分は地
方でもつて見てもいい、こういう
意図のようでありまして、大蔵省は。そ
れから自治省のほうは、これは絶対に
見てもいい限りは財源が不足だか
らこれはやめるわけにいきません、こ
ういふことでございまして、実際問題
として見ますと、一%ずつ減ら
しておるといふこと、ふえる量が一%
以上あるからちつとも財源的には減つ

ちやいない。だだ漸増するやつがふえ
ていないというだけで、こういう結果
になつておるわけでありませう。

○国務大臣(赤澤正道君) 自治省当局
といたしましては、御案内のとおりに
地方財源が非常に乏しいわけござい
まして、いわゆる地方財源をささえる
三税の一つにこの電気ガス税が数えら
れているのが実情でございます。この
柱を一つはずされますと事実困るわけ
ですが、御案内のとおり、たばこ消
費税を見合ひとして一%ずつ減らして
いるわけですね。しかし大蔵省のほう
で、専売納付金やその他の財源をうん
と縮めてもいいからそれを上げてやろ
うという考えなら、これは一ぺんに解
決がついてしまふというとも考えら
れますが、ただ、残る問題は、これま
た御承知のとおりに電気ガスを大量に
消費する工場の所在市町村はかなりこ
れによつて潤つていくわけですね。た
ばこ消費税の場合には、全国でもつかり
に同額の財源になりまして、やはり
そのいままで大量に電気ガス税が落
ちておつた町村は非常に不満なわけ
でございます。しかしながら、こういう
特殊な町村に対してまた特別の見合ひ
の配慮をするという案がいまのところ
急にはございせんし、どういたしま
しても問題は残るわけでございますけ
れども、冒頭に申しましたように、や
はりこういう性質の消費税は一日も早
く廃止すべきものである、かように私
どもは考へております。大蔵当局の
ほうにも始終かわるべき財源につきま
していろいろ交渉はいたしておりま
す。しかし、いままでのところ決定打
というものはないわけでございます
で、われわれとしてもたいへん悩んで

いるわけでございます。

○藤田進君 通産大臣、大まかな数字
というか、言われているのですけれど
も、三十六年度が電気ガス税は三百七
十七億、逐年ふえて、三十八年度が四
百四十一億、三十九年度見込みが五百七
億と、それは税率は減りまして、絶
対金額というものは御承知のように六
十億余りずつふえているわけでありま
す。ですから、この税をとるといふこ
とは、なるほど電気料金と抱き合はせ
てとつておりますから、まことに徴税
としてもイージーでしょう。けれど
も、非常に電気料金そのものに差額が
あるといふことと同時に、絶対最低
生活をしていく上にもこういうものは
悪税としてかわり財源を必要とするな
らば、国家財政、地方財政から見れば
それはど大きな金額でもないのだし、
これは電気事業法の創設を契機に早急
にひとつ関係各省で調整をとられて、
撤廃するように御努力をいただきたい
と思ひます。両大臣ともこれが撤廃に
ついては基本的に御賛成のようござ
いますから、この問題についてはこれ
でとどめます。

○向井長年君 関連して。いま藤田さ
んから言われました地方税の電気ガス
税の問題ですが、いま両大臣からも言
われましたように、事実上の減税じゃ
なくて、いわゆる需要が伸びる形の六
十億程度を減税をしておる。ただ基礎
は、財源の關係でありますけれども、
全然変わらない、こういうかっこうに
なつていけるんですが、一面これは税の
公平から考えた場合に、ただ負担、い
わゆる地方財源だけではなくて、税の
公平から考えた場合に、これは非常に
不合理な悪税だといふことがいえる

思うんですね。ということは、一般産業の中で重要産業については、これは免税をしてあります。特定な産業は免税をしてある。しかも一般家庭に〇%というものを過去においてかけてきた。それを今回三%程度減税をした。こういう形になっていくんです。が、いまもとより撤廃すべく努力しておられることは当然ですが、その前に毎年六十億あるいは五十億程度減税がふえてきておる。これをいま三%の減税を財源に直しますと、約百五、六十億だと思えます。したがって本来家庭用——これはいろいろと平均をとってみますと、額に直しますと、約千円程度だと思えます。したがってある程度の文化生活、こういう程度まではあくまでもこれをかけてはいけません。したがって現状においてただ三%の減税方式を、できるならば暫定的にこういう中で基礎控除方式という形をとってはどうか。そうして一般家庭用は約千円程度までは税金はかけない、千円以上使用した場合においては若干の、七%なら七%の税金が賦課される、こういう形が、将来撤廃するという形をとりながら、いまの段階において一応税のある程度の公平を持つと思ふんです。こういう点について、若干それは地方税ですから、地方のこぼれ修正はしなければならぬけれども、この点でやはり税の公平から考えれば、まずそういうことも考えるべきだと思ふんですが、この点自治大臣はどうお考えになりますか。

○国務大臣(赤澤正道君) 私はそのこともあわせて申しておるわけでございまして、家庭用で消費する電力というもの、これはほんとうに乏しい家庭もあるれば、豊かな家庭もあります。やはり乏しい家庭のためには基礎控除あるいは免除の引き上げ、あらゆることを考えて、負担というものをなくするというのが私は正しいと思っております。いまでもそういう措置は、御案内のとおりとられております。それから産業用の電力の場合は、今回もまた若干の免税品目を加えたわけでございますが、ただそれ輸出関連ということが主体になっておることは御案内のとおりでございます。ただ電力は、大なり小なりやはりものをつくる過程ではコストの中に当然入ってくるわけでございまして、ただいま公平を欠くと仰せられたことは、産業によつては重点産業で免税である、あるいはこれがほとんど似たものをつくっておるのに電気ガス税を払っておる、そういうことで不公平ではないか、という御趣旨じゃないかと私は感じたわけでございます。その点は私は確かにあると思ふんです。ですから一日も早くこういう税金というものはなくするという方向へ進むのが正しいのでありまして、ただいま御指摘になりますとおり、家庭でも、電灯さえ行っていない末点灯の部落さえあるわけですが、やはり三灯とか四灯つけておられる家庭、こういうった向きには全然電気ガス税というもののついて税金の心配がないというふうな一日も早くいたさなければならぬ、かように考えております。

○向井長年君 電灯の二灯、三灯というところは、三百円の免税で若干カバーされておると思うのです。しかしながら、いま言った生活に最も必要であるという、いわゆる水と一緒というくらいに生活に必要であるというならば、これはやはり本年は一%減税になりまして、来年度は再び需用の伸びる五十億、六十億程度の財源を約一%程度やるのじゃないか、こういうふうな毎年年々一%程度の減税をすれば、これは事足りるのじゃないかという考え方であるやにわれわれ感じるところであります。しかし、両大臣から言われるように、これは一日も早くなくしなければならぬ悪税である、必要悪の税金だ、こういう考え方の上に立つならば——しかしながら来年度それを全部撤廃できるかと言え、なかなかそうはいかない、こういうことになってくると思うのです。したがって、そういう過程であるから少しも税の公平を考えるならば、いまいったような生活に必要な平均値までは免税をする、それ以上はまあいまの段階で一応がまんをしてもらう、こういう方式をやはり自治省なんかは直剣に現在の段階で考えるべきじゃないかと思ふ。したがって、撤廃しなければならぬとは言つても、しからばいつ撤廃しますか、来年度はそうしますと、何ぼ減税するかというところを尋ねれば、おそらく明快に答弁できないのじゃないか、撤廃の方向に努力するという以外に言えないのじゃないか。私はいま言ふように、いわゆる税の基礎控除あるいは免税点といふんです、こういう方式をひとつこの際採用する方向で検討されたらどうか、こういうことを私は言っておるわけなんです。

○国務大臣(赤澤正道君) 免税点は、御案内のとおりいま三百円ですけれども、しかし、これは毎期の免税点の引き上げということについてはもちろん努力はいたしておるわけでございまして、同時に電気ガス税撤廃のことにつきまして、絶えず議論はしておるわけでありまして、ただ、私かねてこのことはしつこく主張しております。ただ、私はガスを自分の仕事としてやっておるものだから、特に痛感をするわけです。電気ガス税あわせてです。が、ただこれは自治省としては税金はなかなか取りにくいものだけれども、電気ガス税というのはいきわめて便利だ、ちゃんと電力会社、ガス会社で税金を集めて、そして、はい集まりまして、それで持ってくるわけでございまして、なかなかという私は実は誤解をしておったわけであります。しかし、事実これを全部取りはずしてしまふと、当面財源として相当ありますものが消えるわけでございまして、思うやうには役所に入つてみますと、思うやうにはいかぬ面もある。ただ、毎年一%ずつ減らしておるの、なるほどわずかず御不満もよくわかります。今後とも少なくとも一%ずつは漸減はしていくわけですが、じゃ来年度一%減はしていくわけですが、じゃ来年度一%減はしていかぬかとおっしゃいますと、私としてはちよつといまの状態では確信あることが申せませんけれども、少なくとも電気ガス税につきまして、いま藤田委員がお尋ねになりました方向で、私もいふん努力しておりますので、そう遠くなくこれはなくなる。それからいま御指摘になりますように、免税点の引き上げの問題について、毎年努力はいたしておるもので、御指摘になりましたことにつきましては、遠からず解決いたします。かように考えておるわけでございまして、

○藤田進君 電気事業公営復元について過去広範に問題が提起され、電気事業法案を国会に提出する時期を失したというか、おくれたという一つの理由になっているわけなんです。現在なお若干地域について復元問題が未解決のまま残されておるのであります。この公営復元ということ、そのまゝ往時の電気諸設備をもとに返せと、これが復元だろうと思ふけれども、必ずしもそうではなくて、これにかわるべき補償をくれというのがどうも本音のように伺うのであります。これはどういふいささつでどうなつて、現在どのように当局としては処理されようとしているのか、農地補償のようなものなのか、どういふものなのか、まず実態から御説明をいただきたい。

○政府委員(宮本博君) 復元問題でございまして、まず経過をちよつと申し上げたいと思ふんです。

御承知のように、昭和二十七年の講和条約効力と同時にポツダム政令がなくなりまして、新しい電気事業法というものをつくろうという機運ができたわけでございまして、その際、ただいま御指摘のように、戦時中に無理やり合併されたものを返せという動きが出てまいりました。第十三普通国会におきまして、議員立法で電気設備等の復元に関する法律案というふうなものが出たわけでございまして、これも審議未了になったわけでございまして、その後、しばしば復元問題が特に与党側から出まして、その都度廃案あるいは審議未了という形でまいりまして、昭和三十三年の五月ごろまで続きまして、結局昭和三十三年の五

当多額であつて、民営でやるというところがたえがたいという場合には公営ということも考えられなくはないと思いますけれども、しかし、全体といたしましては、私は非常に疑問を持っております。ですから、せっかく出発することになつております地方公営企業制度調査会で、私はこの問題もあわせて公営企業のあり方並びに経営、また将来の問題点につきましても検討をしていただきたいと、かように考えております次第でございます。

○政府委員(宮本博君) 山口県につきましては、ただいま先生のお話にござ

いました三十億円というのは当初の要求でございまして、現在は電力会社との間にだいぶ差が縮まってまいりました。県側の要求は十億円というようなところまで下がってきております。ただ御指摘のように、われわれ自身といまして、こういう十億なら十億という金は、これはやはり総括原価の中に入るわけでございますので、そういうのをどういう形で出すかというような問題は確かにございます。しかしながら、過去からのいきさつで、それはもちろん十億円についても一ぺんに払うわけじゃなくて、ある程度の年賦で長くというような形で、会社全体の運理自体にもその影響を与えない程度

には何とか薄めまして、そして過去からのいきさつやむを得ないものとして処理をさしておる、こういうふうなのがいままでの現状でございます。したがって、確かにすでに本質的には一応片づいたはずのものがこういう形でいろいろ出てまいりまして、それにつきましても、できるだけ総括原価その他に影響がないようなしかたで、

できればなるべく少なくしてもらいたい、こう考えておる次第でございませう。

○藤田進君 法律的に解決しているが、それも結局は電気会社経理といえども需用家の負担になるわけです。それだけサービスの強化をしたらよろしいのです。そのサービスがそれだけ少なくなると低下する。三十億要求して折衝したら十億でいいという。また折衝すると三億でいいかもしれないが、一体こういう地方行政のあり方ではないのだからかという私は疑問を持つ。赤澤自治大臣に求めたのは、特にこの点です。そしてこれには舞台裏ではこれは当該県では与野党も何もないのだ、取りさえすればいいということになって。そうでない県は表向き反対ともいえず、それが組織化されるわけでもないし、これはもうまことに筋の通らない話です。どうしても出さなければならぬというその理由がないのに、ただ政治的な解決で出すというのは、この問題山口県についてはたまたま出身地でもあるし、いま御承知のいろいろな焦点に立っておられる佐藤通産大臣のときに私は申し上げたことがある。そのことは、いまいろいろ重要な問題の前ですから、ここで触れませんが、御答弁等は触れませんが、これはまあ大まかに言えば私と同じ意見でした。ところが、元は、前総理をやったとか何とかという人とか、そんなような人を使ったり、いろいろなことをやっている。だから、その人にも私は会いました。この事件としてはもうがまんできな、全体として問題を提起すると、こう申し上げたわけですが、従業員自身も合理化合理化でたいへんなもので、すよ、職場では。新聞でも全部とっていないような状態です、最近では。従業員一人にすれば、約二十万です。一人二十万円で、あそこいえば、それがゆえなしに——水利権が何かに関連して出さなければ、その辺に響いてくるとか、何だかんだに響いてくる。政界のほうも舞台裏で動いたりするとうようなことであつてはならないんじゃないか。これは自治大臣としても、所管大臣である通産大臣としても、出すべきことは、出させる必要があるものは行政指導をされてもいい。原価主義でいこう、原価の査定をして料金を許している以上、そこに監督指導される当然の立場があるうと思う、通産大臣なり自治大臣としては。単にそういうところをまかして、合理的であらばいいけれども、そうでない場合にはアジャストされる必要があるんじゃないだろうかと思うのです。

そこで、まず第一の、どうしてこういうものを出さなければならぬのかという、その権利というもののひとつ根源から説明していただきたい。

○政府委員(宮本博君) 法的な問題に限りまして経過を申し上げますと、御承知のように昭和十六年に配電統制令が出、九電力会社にいろいろな配電線その他が合併されましたときに、配電統制令の第二条または第二十六条の規定によりまして、配電会社に対しまして出資または譲渡された設備につきましては、株券とか社債等によりまして、配電会社と出資者または譲渡者との間に決済が行なわれたわけでございます。したがって、配電会社とそういう人の間には、補償等の問題は残らなかったわけでございますが、配電

統制令の三十四条で、地方公共団体及び電気、鉄道業者に対し、配電会社がその設立の日から十年間一定金額を支払うべきことを定めたわけでございます。これがいわゆる公納金というものでございまして、その公納金制度はできまして、昭和二十七年以降は実際は支払われておりません。と申しますのは、なぜかと申しますと、この公納金を払う場合というのは、要するに出資をいたしまして、電力会社から一割の配当をもらつても、さらに、初め出資したときに、利益が一割より多かったという場合に払われるんです。が、その後毎年必ず一割の配当額がある、あるいは増資がくるというようなことで、その後は実際問題として払われておらないわけでございます。

またもう一つは、その場合に、配電会社に対して法人税の減免措置というふうなことがこれの見合いに行なわれておたわけでございます。そういう規定があつたわけでございますが、御承知のボツダム政令の公益事業令ができましたときに、公益事業令の附則でその公納金の制度が形だけ残っておるわけでございます。しかしながら、その場合に、先ほど申し上げましたように、出資をした人も当時の損失を十分に償うだけの利益を受けておりました関係上、実際問題としては公納金は全然支払われておらないわけでございます。したがって、法的なつながりとして、そういう制度が公益事業令の附則にもありましたが、現実には動いておらない。したがって、電気事業法に移りますときに、この規定はやめてしまつたという形は、法律的なつながりは多少

残っておりますが、現実には何と申しましようか、絵にかいたもちと申します。か、現実には山口なら山口の、これはおそろく中国電力の相当な株主だといふことで現在おられるわけでございますが、すでに一割配当——必ず配当がいくというふうなことで、配電統制令当時の関係という——関係と申します。損失は完全に償われていてという形で法律的には今日までまいるまい、したがって、電気事業法をつくりまして、この公益事業令にありましてこの配電統制令の規定はもうとらないで、完全にこれからは新しくそういうことは関係なくスタートしたという形になっております。

○藤田進君 ですから、聞いておられる委員の皆さんもちょっとおわかりになつていないと思う。私にもわからないのは、公納金の滞納分相当額を元利計算の結果何億と、これを返せといふようにも聞かせるし、いま例示した山口県の場合も、全体の資本金から見ればごく一部だけれども、当時株式を保有して、現在までに増資増資でやはり至つておるわけ。あるいは役員を出すとかがいろいろある。したがって、その辺が、権限は一体どこにあるのだらうかというのを私はぜひ聞きたい。公納金の滞納分といふのが、それはあとのほうが否定されているように、八分ないし一割の自後配当、あるいは株主としての権利を共有したとか、通産当局としてはこの種問題は一般的にはむずかしいだろうから、四つ残っているの、いま山口を出したわけ。山口についてはその義務があると行政解釈をしているのか、そうではない、法的根拠も義務も

ないということなのか。

○政府委員(宮本博君) われわれといひましては、法的義務も根拠もないと思ひます。ただ、過去の政治的ないきさつで、まあやむを得ずと申します。か、今日までだんだん片づいてまいりましたので、残りの四県についても、昭和三十三年五月以来、電力会社と地方公共団体との間の自主的な協議にゆだねるという態度をとつてやむを得ないという判断に立っているわけでございます。ただ、御指摘のように、それが非常に膨大な金額で、一般需用者に圧迫をかけてくるというところのないように指導はいたしておりますが、したがって、法律的にはこれは何も権利も義務もないのだといふうに解釈をいたしております。

○向井長年君 同じことを重複して聞くのはどうかと思ひますので、藤田委員の関連で聞くのですが、特にいま宮本局長からそういうお答えがあつたのですが、これは昭和十六年の統制令に基づいてのいわゆる何と申しますか、これは公納金、いわゆる公租公課、こういう形で十年間これを補償するといふ形でこれはきています。十年たてばこれは消滅するものである、したがって、何らそれは納める必要はない、こういうふうにおかれれば解釈するわけなんです。そうすれば、いまそういう問題が起きて、ここで提起すること、そのときの契約単価といひますか、公納金とその当時のことですから非常に少ない。したがって、現状においては、いわゆる権利の復元という立場から、いわゆる農地報償的な形の要求であるのか、あるいはまた十年間の中で、先ほど藤田委員の言われたよう

に、納めるやつが滞納して、納めな
い。したがって、いまそれを要求して
おると、こう言っておるのか、この点
だけ明確にしてもらう必要があるか
と思うのです。

○政府委員(宮本博君) もう当時の単
価からいえば、完全に債権債務はな
くなっておるわけでございます。ただ
時、いわば往々にしてこれは公営、県
ばかりではなくて、個人でも当時は無
理やりに国の意思でやられたのだか
ら、当然もとに返せというような御議
論があると同様に、やはり当時本来は
国の意思から強制的に合併させられ
たのだからという、ちよつと先ほど先生
御指摘のような農地報償的なセンスか
らこれは要求が出てくるのじゃない
か。これはいろいろ政治的に問題が過
去にございまして、そうして先ほど申
し上げましたように、その後は電力会
社も自主的に協力するという形で、何
とかおさめようということでもござ
まいりました。したがって、法律
的にいえば何ら権利義務、たとえ電力
会社社がそれを払う義務はないと思
います。

○藤田進君 自治大臣、いかがでし
ょう。いまのようないきさつなんです
ね、これは戦時中必要があつていろ
ろ法令に基づいて買上げたといつた
ようなことを、一々農地報償したりし
ていくというふうなことをするならば、
まだまだもっと重要な問題がある。た
とえば引き揚げ者に対する手当てをど
うする、国策に従つて外地に行つて
いた、まる腰で帰つてこなければなら
ぬ、あるいは徴用令、学徒動員とい
つたようなことで出ていった、それが
いに死んでしまった、徴兵令はむろん

のことですね、あるいは負傷したと
か、負傷しなくても、そのためにいろ
いろ人生将来に大きなおくれを来たし
たとかいうことをやるならば、内閣と
しては全体を一応出して、その緩急に
従つて処理をするという基本方針のも
とにおやりになるならばわかる。公営
復元の場合は、個々の団体の間でよ
しに解決しろということになる。農地
報償については一歩譲つたとしても、
何ら農地の売買に関係しないものが税
負担で一千億だ何だといわれておりま
すが、農地解放で小作人が、東京周辺
などは特にいま何億という財を積んで
いると伺つた人もあるし、いまから
売つても坪が五万円だ、十万円だ、二
十万円だというふうな状態ならば、こ
れも電気の公営復元の流儀を適用する
ならば、当時の地主と小作人の間で解
決しなさいということと同じなんです
ね。ただ公営復元に関する限りは現物
出資の形になったのでしょうから、相
当な株を持つております。相当とい
つても一割もないでしょうけれどもね。

そのことが一つと、水利権の問題、政
治権力というところで、結局へたをする
と。がんばつていて次の役員なり社
長にもなれず、飛ばされるかもしれない
という基本的な問題があるものだから
ら、いつの間にかやら高知だとか宮崎だ
とか、逐次解決したといふは非常に美
しいですが、まことに不当なことでは
ないですか。これが許されているので
す。しかも、電気事業法を出すにつ
いては、これらが問題にもなるだろうと
思ったのが、大体解決をして四、五カ
所になつてきたというところを見はか
らつて、この電気事業法を出してきた
とも言える。電気事業法のおくれた理

由の中にそれが一つ当局としての説明
がある。まことに許しがたい。まだ解
決しないところもあるわけですが、山
口県の場合をとれば、それほど地方財
政に困窮しているのか。もうしやにむ
に理屈も筋もない。こんなところにで
も取りついでいかなければやしていけ
ないということなのかどうか、私は疑
問に思ふのです。自治大臣、行政指導
の面においてもいかなる指導の方針で
これに対処されるのか、お伺いした
い。

○国務大臣(赤澤正道君) 電力行政自
体につきましては、私もいろいろ問題
があると思つております。私も似たよ
うな仕事を長年タッチしてありますの
で、個人の意見はございしますが、申
し上げるのは避けたいと思ひますけれ
ども、たとえば電気料金の問題にして
も、電源地帯である北陸と消費地域
であることは御承知のとおり、九州で
は北九州と南九州でやはり同じ問題が
あるし、藤田委員がおっしゃる中国地
方でも山陰方面にいろいろ問題があり
ますし、ここにはまあ水力関係のなか
な重要な役割りを果たされた委員の
方もいらつしやる。藤田委員のよう
に電気に非常にお詳しい方もいらつし
やるわけですが、やはり水力と今度の新
鋭火力のコストはわかつた、それで
からこれが一体山陰地方にはどうい
う形で安い電気が流れてくるか、こんな
ことにつきましても、やはりいろいろ
消費者としては関心を持つてゐるわけ
でございします。しかし、こういうこと
はまあ通産省の所管でもありませんし、申
し上げませんが、ただ山口県の電力の
復元の問題については消極的なお答え

しかできない、と申しますのは、山口
県自体は御指摘のとおり、いまこうい
う問題があつてもなくてもそう県財政
が赤字になると考えておりませんし、
このこと自体がこの県財政に大きな影
響はないはずでございます。また今度
の電気事業法の改正につきましても、
自治省側といたしましては、何も格別
意見を付けてはいないわけではござい
ます。ただ私どもの立場といたしまして
は、やはりこの地方自治、つまり言葉
を変えれば住民自治でございしますけ
れども、一々中央で山口県はどう、高知
県はどうというふうな指導するわけに
はいかないわけではございまして、それ
は各県、各市町村ともそれぞれ事情が
あつて、先ほど超党派でやつてゐるが
というお話ございましたが、やはりこ
こには超党派になるにはなるだけのま
た理由もあるのではないかと、ただそ
れをどういうわけで超党派でこれだけ
取り上げて要求するのかわからないこと
につきましては、自治省といたしまして
は、特にそれがいいとか悪いとかい
う現在立場でもございせんので、差し
控えてゐるわけではございします。

○藤田進君 地方自治体が何をきめよ
うともおれの知つたことじゃなとい
うことですか。重ねてお伺いしておき
ます。

○国務大臣(赤澤正道君) 違法なこと
をやろうとされた場合は、もちろん私
どものほうとしては注意もし、勧告も
するわけではございします。しかし、その
限界がどこにあるかということとはな
かなかむずかしいことではございまして、
いま問題になつております点などは、
まず通産省のほうでいろいろお考えも
ありましようし、たとえば、例として

事業主体、電気のごときは消費者とい
うものはその行政区域とは別に広が
つてゐるわけではございします。その間
どう調整をするかなんかというところは
やはり大きな問題でございしますが、や
はり所管は通産省、公益事業局のほうで
いろいろお考えもあるでございしまし
ょうし、自治省のほうからこれを指導す
ることは差し控えてゐる次第でござい
ます。

○藤田進君 現在まあ四カ所だとい
うのならば、それは各地に思ひ出した
ように出てきた。議員立法でこれが復
元法なんて出すというので、これは
さつきの説明のように審議終了にな
つたわけですね。しかし、最近におい
ては、議員の歳費についても地方自治
体がお手盛りだ何だといわれても、違法
ではない。けれども国家統治全体から
見てもそうはいかないといふことで、
行政指導というか、立法を差し控
えて、かなり強い行政指導によつて、
たとえば審議会を設けるとかおやり
になつたんです。この問題については
おやりにならない。数が少なくなつた
といへばそうでしょうが、かなりか
つては多かつた。何ら手をこまねいて、
むしろ舞台裏の動きなんというの
に忍びないものがあつたのです。もう
これは当該野党を通じて一致して
いうのは、これはまたその県として
は県民の代表ですから、できるだけ
多くのものを取るにしかず、県の財政も
楽になるでしよう。他の県なり需用家
がどうなるかということはその次に
なる。これもやむを得ないことでは
ない。したがって、理論的根拠、科学
的、物理的根拠の上に積み重ねられた
三十億というのであるならば、いまの

説明のように一挙にして今度十億になる、こういうこともあり得ないはずですね。最終的な訴訟になるか、あるいは通産大臣にひとつ調停を求めてくるとかというものなんです、事の性質上いまいちの状態なんです。これは中国に詳しい赤澤自治大臣にしても、鳥取は水力の電源地帯とも言われている。かといって、山元だからといって料金が安いわけでもない、鳥取県民は。山口のほうへも料金は安くしない。あるいは、サービスの強化に回すべきものがとられていったのだということを知れば、これは議員の歳費のお手盛り以上に問題が出てきますよ。問題が出てくる。こういうことは行政指導上も十分考えられる必要がありはしないだろうかと思う。原価計算の基準経費の中にこれは織り込まれているのですか。いとすれば、幾ら織り込まれているのか、お伺いしておきたい。

○政府委員(宮本博喜) 御承知のように、中国電力は昭和二十九年当時の値上げ以降料金は改定いたしておりました。したがって、その当時の料金算定の基準には復元費というものはおそらく織り込まれておらないと思ひますが、その後の多少の余裕とか、そういうところから回さざるを得ないのじゃないか、もし支払うとすれば、しかしながら、先ほど来申し上げておりますように、われわれとしてはなるべくそういう支出を少なくするという意味でおおるわけでございます。また、一ぺんに払うというのじゃなくて、その影響を薄めて一般の需者には御迷惑をかけないようにいたしたい——いいとは思っておりませんが、いきさつ上こうなつてしまいました関

係上、一般への影響をなるべく薄めた、こう考えておる次第でございます。

○藤田進君 通産大臣にお伺いします、以上質疑応答でおわかりのようが、単なる政治的なものなんです、これは。したがって、政治力のあるところ、あるいは制約する材料、駒の多いところ、あるいは多くのものをせしめることができる。公益事業で、しかも、私は先般の本法案に関連して参考人の意見聴取のときにも質疑で申し上げたのですが、電力会社としてはまだまだ公共のためにやらせなければならぬものが多いです。特に最近では、いろいろあるけれども、時間の都合で一例を言いますと、道路だって狭いところに、片や電話の柱があり、相向かいには電気会社の柱があり、どの電柱でも、路地に入つてごらんない、電柱がそれぞれ自動車にすられてだんだん損傷して、摩擦というか、ぶつかったという、電柱のほうが大きくめり込んでいます、ぼくは言うのです。電柱はあれで済むかもしれないが、通っている自動車とか、あるいはその間に人間でいたなら、とても危険です。ああいうものは、通産、あるいは郵政、場所によつては国鉄も関係するところがあるでしょう。相談をして、行政指導もされて、一部にはやつていようだから、電話線、それから送電線、配電線について共架して、同じ柱に電話の線をつけてやつていられしやるのですから、場所によつては。そういうものを逐次整理していく。また、そんなに金があるならば、欧米諸国のように、アメリカへ行けば、ワシントンでそんなに道路の角まで電柱が見えますか。み

なケーブルで地下だ。都市で電柱が見えるというのは、前近代的です。こういうものが近代化していく、配電線に至るまでちゃんと地下に入れていくとか——もう諸外国は進んだところはそうやっていくのですから、そういうことをしていくことによつて交通事故をなくし、交通の緩和をはかる、その他まだまだこれから技術の進歩に従つてやつていかなければならぬことが多いいのです。それをやつてまだ金があるならば、理屈の通らないところへ出す必要はない、料金を下げたらよろしい。したがって、通産大臣は所管大臣でありますから、過去の間違つた事例、先例、前例を踏襲するのではなくて、合理的に解決するべく私は指導される必要があるのじゃないか。片や弱いの、片や権力という強いものとの勝負では、これは勝負になりませんよ、結局。ましてや、所管大臣がどちらにつくかということによつて大きくこれは影響する。佐藤製作通産大臣のときにも私は聞きましたが、現大臣にいつてもひとつ御所信と今後の具体的方策についてお伺いをいたしたいと思ひます。

○国務大臣(福田一君) 先ほどの質問に答へて問題の焦点も明らかになり、理論的な根拠も明らかになっておると私は考えておるのでありますが、まあ世の中のことは、法律的にはそうであるということであつても、また事実問題として良識の範囲でこれは解決をしておこうではないかというふうな問題もなきにしもあらずと私は考えております。したがって、これが、良識の範囲がどういふところにあるのか、私は当事者間の話し合い等よく見聞

きしなければわかりませんが、話の過程において相談があれば、そういうことにも触れてまいりたいと思ひますが、いまここで私が方針を述べたり、あるいはまたこうでなければならぬというふうなことを言うことは、私はむしろ差し控えたほうがいいのではないかと。私は、藤田委員のおっしゃっている気持ちは十分に理解をいたしますが、しかし、何らかの問題について感情的にも何かおもしろくない、われわれの感情的にあるいはまた過去の経緯から見て何とかこれはしてもいいんだという気持ちはある。その気持ちは全部なくしてしまふというわけにも、われわれとしては言えないと思ひます。また、そういういわゆる争ひがあることが、将来全体の運営の問題からいつてまたマイナスになる面もあると思ひます。たといは送電線を引くような場合に、あれが解決しなければそれは絶対的かぬというふうなことを言う。法的には何理由がないじゃないかと。言つても、それを感情的にがんばつていふというふうなことも起こり得ないとは言えない。そういうふうなことをいろいろ考えてみますという、いわば過大な要求をしておつたということについて、あくまでもその主張を通そうというときには、これはもう問題になりませんが、それは両者の間で話し合ひで、まあまあこら辺でひとつ手を打とうという気持ちになつていふのではないかと。絶対それは出してはいけませんよと、こういう私は指導はむしろ控えたほうがいい。ただし、それも、われわれが考えてみて法外である、少しそれは無理じゃないかというふうなことがあれ

ば、その相談の過程においても、どうせそういうことが進んでおれば逐一われわれのほうへは入つてくると思ひますので、あまり無理は通らぬようにしていく、こういうことは考えていいと思ひますけれども、あらかじめこう、絶対にこれはいけませんとか、絶対こうあるべきですと、法律論だけでこの問題の解決ができるかどうかというところになると、なかなかむずかしいだろうと思ひますので、はつきりこれは、と、そういうことはしてはいけません、またさせませんと、こういうふうな答弁は差し控えていただきたと思つております。

○藤田進君 相変わらず福田ひょうたんなまず答弁で、まことに不満足ですよ。そういう考え方は、それは御指摘のとおりなんだ。いや水利権がどう、いや鉄塔、送電線、そんなものはあかん、あつちこつちでござって、結局、出す必要がないのだけれども、しょうがない、泣く子と地頭は勝てない、何らか出さなきゃならぬだろう、そんなふうなことなんです。しかし、それは感情として否定することができないとおつしやるならば、われわれこうして審議しているけれども、ILO条約なんかというものは、倉石、河野間で、公党の間で話は済んでいる。それが与党のほうで、ああでもない、こうでもない。この国会でも批准ができるかどうか。きょう三時過ぎから国対委員長の間談があるうだけれども、それがうまいかないようだったら、われわれ電気事業法なんか満足に、まじめに審議する気持ちはない。それはそれ、これはこれで解決していかなければならぬのじゃないですか、すべて世の

中というものはいろいろ感情があつても、どうもILOというものがそんなことを言うならば、これは水利権じゃない、電気事業法だ、もうだめだ、熱心に、まじめに審議する、そんな勇氣が出てこない、あすあたりからはどうしようかというふうなことも、これはまた人情としてやむを得ないと通産大臣は答弁なさいますか、どうでしょう。これはまた別問題ですか。

○国務大臣(福田一君) どうもILOの問題になりますと、私実は事情をあまりつまびらかにいたしておりませんので、お答えを申し上げることは差し控えていただきたいと思います。せんが、これは理屈を言うわけじゃありませんが、社会党のほうでございましておられる気持ちと自民党のほうでございましておられる気持ちとはいささか相違をしておるようでございます。だから、私は、こういうことは、何が決定の要素になっておるか、公党間の約束とは何ぞやということでございます。まして、こういうことからまず考えていかんや問題はもうむずかしくなつてくるのであります。どうも藤田さんとその問題をお話し申し上げておつても、これは際限がないと思うのであります。ただ、私はひょうたんなんです、確かに私は……しかし、世の中のこと

はひょうたんなんですときに必要だと私は実は思つております。実を言うと、それはもうみんな一から十まで完全に割り切つて行動ができるということになれば、これはまた世の中非常にやりいのであります。これは私個人生活の中におきまして、矛盾を感じておるときでもがまんをしていくときもあるし、いろいろやはりそういう

場合もあり得るのであります。そういうことがあることによって、また世の中も平和にいく場合もある。われわれからいいますと、そういう意味からいって、公的には何れあれがないということであつても、まあ両当事者の間で話し合いがつくのなら、これをもう、そんなことは絶対させない、こういうことでいくよりは、あまり無理がないなら、話がつくなら、いまでもそうしておつたのだからこれからは、いさしやうだろ、こういう感じでございます。これはもうこれ以上は、いくらおしかりを受けましても、どうもはつきりというところ、これは申上げかねると思つております。

○藤田進君 最終段階、ある段階で通産大臣のひとつ調停なりあつせんなりを求めてくる場合があり得るので、過去の通産大臣の態度は、私はその場合どうするか聞きましたが、おそらく通産行政については、今後さらに重大な時期でもあるし、かりに内閣改造になつても藤田大臣は残られると私は解します。で、今後そういう時期があつた場合に、やはり両者の自主的解決におまかせになるのか、居中調停の用意が、おありになるのか、お伺いしておきます。

○国務大臣(福田一君) 自主的な解決で、まあわれわれが見てあまり無理がないということであれば、できるなら自主的解決が望ましい。しかし、どう考へてみても無理があるというような場合は居中調停の必要も起り得る、かように考へております。

○向井長年君 通産大臣、いまの問題は法的には十年間の何で消滅をしてお

る。したがって、自主的にそういう問題を円満に解決、良識的にやればいいじゃないか、こういう意見ですが、この年度の法案の九十一条に、毎年電気事業者の業務及び経理の監査をすることになっておるのですよ。これはあとです。そうしますと、いま言うように三十億を要求した、それがたまたま十億というふうで解決したとする、これは正常として監査の場合認め

るのかどうかという事です。問題は、おそらくその負担はいわゆる原価に入られることであるし、あるいは消費者にもそういう形でしわ寄せになる、働く労働者にもしわ寄せになる、こういう結果になる。したがって、やはり通産省としては経理監査をするという一つの責任がある。その責任の段階で若干衆議院でもいろいろ批評が出ておるというふうな実績もありましたし、電気事業者、一公営企業に対してそういうふうなばく大な金が政治的に支払われた、こういうことは不当であるか、常識であるか、これはあとに

ならなければならぬ。あとになつても、もし十億なり三十億というものを払つたとする場合は、これはほんとうにけしからぬというふうで、通産省、監督官庁としてどういう形でこれを処理しようとするか、これはやはり起きてくる問題ですからね。この点を私はお伺いしておきたい。

○国務大臣(福田一君) 私は、自主的解決になる場合において、居中調停をした場合は、もちろん私も関係をしておりますから、その場合はこれは認めるということになる。自主的な場合においても、われわれのほうに何らかの連絡なしに、特に電気事業のほうか

ら何らの連絡なしにこれをきめるといふことはないだろと思つております。一応の経過の報告はあるだろうと思ふ。その間において、まあまあ無理がないのではないかと、乗り出さなくてもそこら辺で片がつくというところならば、それはまあきまつておつたとしても、それはあとで認めざるを得ない、かように私は考へておるわけでございます。

○向井長年君 それであれば、いま藤田委員が言われたように、現実山口の問題については、三十億を要求し、あるいはまたいま十億で折衝しておる。そういうことであるならば、やはり通産大臣はその中でそれに対する適応した形の行政指導というものが必要じゃないか。ただ単に、両者自主的にやればいいじゃないか、聞いてくればこつちはそのときにちよつとものを言う、これはやはり行政指導上無責任な状態ではなからうかと思ふのです。その点いかがですか。

○国務大臣(福田一君) いま両者が金額をあげて話し合ひをいたしておる段階であります。そのとき私たちがいま入るのがいいのか、あるいは半年後に入るのがいいのか、二月後に入るのがいいのか、これはやはり行政の問題でございしますから、これはひとつわれわれとしてはわれわれにおまかせを願うよりいたし方ないかと思ふのであります。いづれにしても、県が言うのをそのまま認めるというふうなことは、私たちとしては好ましくないと思つております。しかし、それがどこがいいのかというところになりますと、これは両者が話し合ひをしている——話し合

ひなんでもございまして、十年以上もかかつておることありますから、こ

こでまた一年くらい延びても、まあまあまだたいした——それでもうすつかり電気は消してしまふといったわけでもなければ、そんなもの買わないというところにもならないわけ、そこいらは気を長くして処理解決をする。そしてまあだんだんと……。私は両方ががんばるには意味があると思ふ。電力会社からいへば、もう法的にはあれがないのに、ほかの人たちに迷惑をかけた

りあるいは自分のところの経理に迷惑を及ぼしたりあるいは従業員に影響を与えようなどとはあまりしたくありませんと言つておる。一方県のほうからいへば、法的にはそうであるけれども、いま時勢のほうからいへば相当高いものをかようにやつておるじゃないか、それだけは利益があるじゃないか。法律的には売つてしまつたんだから、あるいは法律的にはまあ

もらうものもはらつたんだから、そのあとで値が上つたからといって要求を出すというのはそれは無理かもしれ

ないが、しかし事実問題として、ほかの県の人も利益を受けておるのだし、したがって会社も利益を受けておる。事実問題としてそうなんだけれども、まあこれくらいはいじやないか、こう思つておる。その突つぱり合ひな

ません。しかし、そうは言っても、順次、そういうようにすると、県のほうにおいてもまた県庁が、ずいぶんがんばってこまできたんだから、こら辺で考えて手を打たざるを得ないんじゃないかという感じがしてくるかもしれないし、まあ業界、会社の方からいえば、これはこれ以上は絶対無理なんだから、少しはあるいはしなけれはいかぬが、しかしという考えになるか、あるいは、これ以上は絶対出せない、こう言って突っぱるか、そこら辺のところはもう少し目をかけていた方がいいのではないか、かように考えております。

○藤田進君 自治大臣にお伺いいたしますが、最近水力の開発というのが漸次下火になって、火力へと移行してまいりました。これが大きな要素としては、何といつてもキロワット当たりの建設費がかさんでくる、また工事期間も比較的火力に比較して長いとかいったような経済性的見地から、水力というものが漸次火力へということになったと解するのが正しいと思う。だから、その水力のコスト高というものの大きな部分としては私は補償問題があると思ひます。その他の資本費、金利等もございすが、そこで、この補償費の中でも、特に公共補償、自治体関係を中心とする補償というものが、これまで非常に公営復元に共通点を持ったものがある。これは、全体の制度として料金なら料金で変えなければならぬものは変えらるゝか、あるいは水利使用料の問題であるとか、固定資産税であるとか、そういう筋の通ったものでそれぞれ解決がなされるべきであつて、まあ非常な法外な要求になつてくる。極端なところは、水没ならい

で、知らず、関係のないようなところの学校も建てかねなければならぬとか、町役場も新しく建てかねなければならぬとか、水没地域でも何でもないので、その辺に道路もさしてなかつたタヌキ道が前後相当ダム・アップすれば長い道路を取りつけていくとかといったものがそれぞれ開発のコスト・オンリーに入ってくるということは、これはいかげなものであらうかと思われのです。これは本格的審議としては、通産大臣あるいは建設大臣等にも今後の方針をお伺いするつもりですが、自治大臣の所掌である地方自治体を中心とする公共補償についていかにお考えでございしますか。

○国務大臣(赤澤正道君) 地方団体の財政の収支状態から見ますと、まあとにかく御案内のとおりにたいへん不如意でございまして、ですから、先ほど山口県の話が出たわけでございますが、ここだつて財政的には恵まれた県ではないわけであつて、なるほど明治維新からなかなか偉い人が輩出してありまして、現在でもなかなか政界でも有為の人が出ておられますが、また工場だつてりつぱなものがある、また工場いんしんの状態に見受けられますけれども、自治省の窓口から見ますと、年間六十億も追ひ足さなければならぬものなれば、間違ひないわけでございます。そういういたしますと、いまの超党派の話もありましたが、やはりこういう横っちょから金が入るといふなら、多ければ多いほどいいと考えるのは、これは人情の自然であると思ひます。ただ、われわれはそれを応援しておるわけでは決してありませんが、何

かとられるということだと私もやかましく申しけれども、まあまあとにかく、そういう補償が何か知りませんけれども、もう一つ財源が見つかつて、けつこう努力をしておられるようですが、私も何も聞いてもありませんし、ただ国会で承つておるにすぎぬわけでございます。しかし、これも何らか、やはり電力会社をそれでどうにもならぬ事態に追い込むような事態はわれわれとしても常識的に避けるべきだとは考えますけれども、

【委員長退席、理事赤岡文三君着席】
ただ、いまやはり交渉の段階だと存じますので、成行きを見守つておるわけでございます。直接山口県からどういふ依頼があつたわけではございません。そこで、公共事業に對していろいろな補償を要求するという件ですが、これはあまりいいこととは申しませんが、最近流通時代になって、何か補償を要求しなければ損だ。相手が国あるいは都道府県、公共団体である場合には特にそうです。また、電力会社なんていう多分に特殊な立場にあるものに対しては、それぞれの要求が出てくる。あるいは、民間だつて大きな工場なんか誘致されます。誘致されて、喜んで来てみると、さあ腰を据えると、今度は漁業補償だ何だ、違ふことが出てくるわけでございます。当節的な補償補償ということになっていくことは、御承知のとおりでございます。ただいまおっしゃつたことばの中に、公共団体が補償を要求しておる云云ということがございしますが、私は寡聞にして地方公共団体が補償を要求するということは聞いてはおりませんけれども、先ほど申しましたような実情でございしますので、まあひとつ学校を建てるから寄付してくれとか、あるいは道路をどうしてくれとか要求があることは、よく耳にするところでございします。この間衆議院でも問題になりましたが、例の「まぼろし部隊」などというものがあらわれて、もう大体地点が明確になるとすぐにバラックが何か建て、しかも補償目当てでやるのだ。ふしぎな部隊ができる。新聞にも出ておりましたが、こういうのは、やはり何らかの形でこれをとめなければ、そういうことをする人はそれははいかぬわかつてコストにも響いてくるわけではございませんから、こういう目に余ることは何らかの法的な措置を講ずるのが私も妥当だと思ひますし、そういった意味のお答えもいたしたわけでございます。しかしながら、こういう特殊な、特に作爲的に何がしかもうる者の存在というものは私は許せないと申ひますが、補償補償という、補償をもらふ人は多くは非常に貧乏な人が多いものですから、私も、あまりよくないと思つて見のがしがちになるわけでございます。しかし、少なくとも、公共団体などがそういう誘致をしたる工場、あるいはこういうまあ電力会社であつて、電源開発の場合にそれを目当てに何らかねだるということとは私はよくないと思ひます。しかし、それは程度問題だと思ひます。しかし、地方財政の状況が現状でございしますので、まあある程度のは話しかけるというところは、これは私は、それははいかぬ

じゃないか——すぐにいかぬじゃないかと言へば、かわりの金を出してくれと必ずわれわれのほうに言ってくるにきまつておられますので、それで、まあ甘く見ておるわけではありせんけれども、そういうことがあつて起こつておることは私も承知はいたしております。しかし、それは究極は、あまり無理を言うことはやはりよくない、お互い同士の話し合いでできるべきことだと思つております。

○藤田進君 まあ長々と御説明いただいたのですが、したがつて、行政指導なり、あるいは地方財政計画なり、そういうものには徹して、悪きものは正しくいふという態度がありませぬと、まあ貧乏人は物をはしがるのだからやむを得ぬとおっしゃるけれども、必ずしもそうではないのですよ。山を持ち、たぬきを持ち、あるいは漁業権を持ち、その他の水利権を持ち、鉱業権を持ち、そういうような人たちが、なかなかおさまらないのです。ですから、必ずしも貧乏人だけではないのです。いま問題になつておる下笠ダムですが、あれも必ずしも貧乏人でもなさそうに私は聞いているのです。あの一帶を持つておるのだということなんで、したがつて、そこらの適正な補償というものはむろん必要ですけれども、こえていくというところは、しよせん水力を、水の資源をむだに放流していく、水資源の開発、すなわち水力の開発というものが結局捨てられていくということが現実にあつておるわけであり、この点を私は指摘するわけでありまして、これは、公共事業については、直接的担当の国務大臣、所管大臣ともこれから審議を続けていきたいと思います。その

とすると、これは聞いてはおりませんけれども、先ほど申しましたような実情でございしますので、まあひとつ学校を建てるから寄付してくれとか、あるいは道路をどうしてくれとか要求があることは、よく耳にするところでございします。この間衆議院でも問題になりましたが、例の「まぼろし部隊」などというものがあらわれて、もう大体地点が明確になるとすぐにバラックが何か建て、しかも補償目当てでやるのだ。ふしぎな部隊ができる。新聞にも出ておりましたが、こういうのは、やはり何らかの形でこれをとめなければ、そういうことをする人はそれははいかぬわかつてコストにも響いてくるわけではございませんから、こういう目に余ることは何らかの法的な措置を講ずるのが私も妥当だと思ひますし、そういった意味のお答えもいたしたわけでございます。しかしながら、こういう特殊な、特に作爲的に何がしかもうる者の存在というものは私は許せないと申ひますが、補償補償という、補償をもらふ人は多くは非常に貧乏な人が多いものですから、私も、あまりよくないと思つて見のがしがちになるわけでございます。しかし、少なくとも、公共団体などがそういう誘致をしたる工場、あるいはこういうまあ電力会社であつて、電源開発の場合にそれを目当てに何らかねだるということとは私はよくないと思ひます。しかし、それは程度問題だと思ひます。しかし、地方財政の状況が現状でございしますので、まあある程度のは話しかけるというところは、これは私は、それははいかぬ

とすると、これは聞いてはおりませんけれども、先ほど申しましたような実情でございしますので、まあひとつ学校を建てるから寄付してくれとか、あるいは道路をどうしてくれとか要求があることは、よく耳にするところでございします。この間衆議院でも問題になりましたが、例の「まぼろし部隊」などというものがあらわれて、もう大体地点が明確になるとすぐにバラックが何か建て、しかも補償目当てでやるのだ。ふしぎな部隊ができる。新聞にも出ておりましたが、こういうのは、やはり何らかの形でこれをとめなければ、そういうことをする人はそれははいかぬわかつてコストにも響いてくるわけではございませんから、こういう目に余ることは何らかの法的な措置を講ずるのが私も妥当だと思ひますし、そういった意味のお答えもいたしたわけでございます。しかしながら、こういう特殊な、特に作爲的に何がしかもうる者の存在というものは私は許せないと申ひますが、補償補償という、補償をもらふ人は多くは非常に貧乏な人が多いものですから、私も、あまりよくないと思つて見のがしがちになるわけでございます。しかし、少なくとも、公共団体などがそういう誘致をしたる工場、あるいはこういうまあ電力会社であつて、電源開発の場合にそれを目当てに何らかねだるということとは私はよくないと思ひます。しかし、それは程度問題だと思ひます。しかし、地方財政の状況が現状でございしますので、まあある程度のは話しかけるというところは、これは私は、それははいかぬ

とすると、これは聞いてはおりませんけれども、先ほど申しましたような実情でございしますので、まあひとつ学校を建てるから寄付してくれとか、あるいは道路をどうしてくれとか要求があることは、よく耳にするところでございします。この間衆議院でも問題になりましたが、例の「まぼろし部隊」などというものがあらわれて、もう大体地点が明確になるとすぐにバラックが何か建て、しかも補償目当てでやるのだ。ふしぎな部隊ができる。新聞にも出ておりましたが、こういうのは、やはり何らかの形でこれをとめなければ、そういうことをする人はそれははいかぬわかつてコストにも響いてくるわけではございませんから、こういう目に余ることは何らかの法的な措置を講ずるのが私も妥当だと思ひますし、そういった意味のお答えもいたしたわけでございます。しかしながら、こういう特殊な、特に作爲的に何がしかもうる者の存在というものは私は許せないと申ひますが、補償補償という、補償をもらふ人は多くは非常に貧乏な人が多いものですから、私も、あまりよくないと思つて見のがしがちになるわけでございます。しかし、少なくとも、公共団体などがそういう誘致をしたる工場、あるいはこういうまあ電力会社であつて、電源開発の場合にそれを目当てに何らかねだるということとは私はよくないと思ひます。しかし、それは程度問題だと思ひます。しかし、地方財政の状況が現状でございしますので、まあある程度のは話しかけるというところは、これは私は、それははいかぬ

他自治大臣にお伺いしたい点もありまして、本日は総理の御出席をお願いしておりますので、とりあえず本日は、赤澤大臣御苦勞までございしますが、以上で本日のところ自治大臣に関する限りは終わりたいと思ひます。

引き続きまして、通産大臣にお伺いをいたしたいと思ひます。

現在、水関係あるいは電力に関連する法規がかなり複雑になつてきたと思ひます。公益事業令なり旧電気事業法が、今度これが議了ということになれば、電気事業法に一括されますが、そのほか、水資源公団関係であるとか、あるいは原子力は基本法はじめ、その他御承知のように、こころ辺でひとつ、まあ電気事業法はとりあえず成立させるといたしまして、自後、電源開発促進法とか、電源開発株式会社法とか、いろいろ法もあるわけで、これが関係法の調整をはかる時期が遠からずくるんじゃないだろうかと思はれる点が多々あるのであります。これらの点について、あるときには必要に応じて逐次法の創設はあるけれども、ある段階になるとこれは統合するなり調整するなりということはあるものであります。すべきものだと思うものであります。したがって、これらの点について今後の御措置はどうかお考えなのか、お伺いしておきたい。

○国務大臣(福田一君) 御指摘のように、水資源公団法とか、あるいはその他の、ダムをつくり出すときに、いろいろの県営のいわゆる災害対策を含めて何かやるとか、同時に発電を考へるといふようなこと等に関連をする場合、いろいろ、私は、法律的にも問題があるし、事実問題としてもやはり考へて

いかなければならないことは相当あると思つております。したがって、私たちとしては、一応この法案をできるだけ通していただきまして、さらに引き続き、こういう問題、あるいはまた、この法案ではいわゆる九分割といふものを一応たてておきますけれども、たゞし形で法案ができておきますけれども、しかし、今後の運営の方法で、広域運営といふものはこれだけでやていけるかどうか、そういうふうないろいろの問題もございしますから、こういうものを含めて順次研究をいたしつつ、御指摘のような問題の解決に努力をいたしてまいりたいと思つております。

○藤田進君 これと関連して次の点ですが、各国、特に第二次大戦後、産業構造の急激な発展といふこと、急速に第二次産業の発展といふこと、勢い基幹産業である電気事業についても、その企業形態において、あるいは管理運営の形態において、産業の民主化といふような風潮にも伴ひ、漸次変わつてきたように思はれるのであります。これは、衆議院の段階における質疑応答を私におおむね全期間を通じて読んでまいりましたが、この場において、各国の電気事業の動向といふものから見ますと、わが国における電気事業においてもかなり成熟しているものがあるのではないかと思はれるのであります。それは、特に最近、保守政党的の与党を持つ政府としては、公団、事業団、あるいは公社とか、特殊会社といったものが、もうおそ四十近いと思ひます。こういう考へ方が、やはり池田内閣で言えば、資本主義、自由主義の政策と言はれてゐるこのカテ

ゴリーの中から、これは多くの公社、公団、事業団といったものが生まれてきたといふことは、これは言われる自由主義政策といふ中に一つの変わったものが出てきてゐる。これは特徴だと私は思ふ。こういう考へがあるとするれば、これ自体が社会化であるとか社会主義政策のあらわれだと言ふ人もあるし、あるいは資本主義、自由主義の倒れんとする突っかかり棒だと言ふ人もあるし、いずれもなるほどと思はれる私は説だと思ふのです。

いずれにしても、そういう動向下にあつて、基幹産業である電気事業が、歴史上、非常に数多くのものが漸次、あるいは戦争目的の必要性といふか、あるいはそれは客観事情は変わつても、今日九電力、これに、大きくは電源開発株式会社が福田通産大臣等の肝いりでできたわけですが、十年余り前に、こういう実態からするならば、かなり電気事業の企業形態といふものについては一考を要する時期に來てゐるんじゃないか。電気事業審議会の答申を読んで見ますと、これは集約された答申案ですから、内容の議論の速記録まで読んでおられますが、要するに企業形態論についてそれぞれ討論がなされ、その帰結としては、現行体制がまだ比較的合理的である、ただし至らざるを補つていく、こういうところにある。ブロック別ないしここで一社化していくといふような議論に対する對抗意見としては、能率の低下だ、どうもこれ以外になつたように思ふのですね。しかし、能率そのものが、あらゆる角度から見ても能率といふものは論じられなければならない。現在の国

鉄あるいは電話ですね——電電公社等、全国を一貫して運営してゐるものも現実にある。もし基幹産業である、重要産業である電気事業が、九電力一電発という形が至上なり、広域運営をブラスすることによつてこれが最善なりとするならば、むしろ、国鉄にしろ、電電にしろ、その規模において、これは当然私企業化され、あるいは九ブロックに分けるなり、もうちゅうちょせずこれに着手される必要が私はあると思ふ。幸いに電氣といふものは、ここからこままでというものではない。国鉄のレールと同様に、北海道を除いてはみんなつながつてゐる。なるほどサイクル別の境界はあります。けれども、電氣事業そのものの動向、そしてわが国の池田内閣までの保守政権といふものの公社、公団等の思想から考へてみれば、どうも納得するものがないのであります。

この点について、どのように現状を是なりと認識されてゐるのか、具体的にひとつお伺いしたい。

○国務大臣(福田一君) まず、御指摘の、海外における電気事業の姿から見ると、日本の電気事業もある一定の大きな変革をすべきであるいは改革をすべき段階に來てゐるのじゃないか、こういうことでございしますが、私は、産業の姿といふものは、世界のどの国もみんな、地理的条件、あるいは従来の歴史的条件、あるいはいままでのいわゆる仲よくしてゐた国との関係、あるいは植民地を持つておつたかといふようなことで、いろいろ変わつておると思ひます。そうしてその産業自体がみな変わつており、またその貿易の姿

もいずれもその国その国によつて違つたフェースを持つておるわけでありまして、したがつて、電気事業につきましてもいろいろの姿があり得るわけでありまして、今日までしからば電氣についてはみな一定の姿であつたかといふと、必ずしもそうではない。しかし、電氣が持つておるそのスपीドといふものは、速く遠隔の地域へ送電できるということ、もう一つはなかなかたぐわえられないという性質と、この二つの特質から考へてみて、これに應ずるような仕組みはやつておられますが、それだからといってみんな一社化といふような形にいつておるとは私は聞いてもおりません。これはおのおのの国によつてその事情が違ふと思つております。

それから、今度は国内の問題でございしますが、鉄道は国有鉄道があるではないか、そういうふうにしてやつてもふしぎはないじゃないか、電信電話もたしかりである、こういうお説であります。それは私は、電信電話にはそれだけの理由があり、また国鉄にはいままでのいろいろの経緯もあつたと思ひます。しかし、もしどうしても鉄道といふものは全部国有ということにするならば、私鉄も全部合わせなさいけない、あるいは、今日のようにバスあるいは自動車といふもののいわゆる輸送力が国鉄にはとんど匹敵してゐるというふうな段階においては、これも統合を考へねばならないというふうなことはあるだろと思ひます。しかし、それだからといって、これを全部統合しなければならぬ、したはうが能率が上がるというわけでもなからうと思つております。だから、いま私が

申し上げたいと思うことは、電気事業
というものが今日までどういう過程を
方にとってこの法律を出しておると
こういうわけでございます。

経て、どういふ経緯によつて今日の事態が生まれてきたか、その生まれてきたものは、方向としては電気先のほゞ言つた特性を十分把握しながら合理的に解決をしていくよりはかにしかたがないといふことでありますけれども、そういう場合において、私たちといたしましては、今度のように、九つに分割し、さらにこれに電発が加わつた、十のいわゆる電気業者があるわけですが、これに対してプロック的な広城運営、さらには全国的な広城運営といふようなものまで發展させるようにしてこれをやつてみても、どうしてもいふゆる電気の特質を生かした合理性が貰かれないといふことであれば、今後もその問題を研究いたすべきである、かようにまあ考えておるわけでございまして、一挙にそういう統合とかあるいは一社化といふようなところへ持つていくにはまだ十分なる結論も得ておらない。これにはいろいろ理由もございまずけれど、たとえば電気料金の問題がみんな違つておるといふようなこと。まあ電気料金が違つておる場合、これを一社化すれば、安いほうへ統合しなければなりません。安いほうへ統合した場合には、今度は非常な赤字が出てくる。今度は値上げの問題が出てくる。——こういうことも國で補助金を出さない限りは必要になるでしよう。こういうことをいろいろ考えてみると、具体的な問題として考えてみたときに、一社化といふことはなかなか私は急に実現することは、むしろ混亂を起こしても實際の効果のほうは薄いのではないか、まあこういう考え

方に立ってこの法律を出しておると、
 こういうわけでございます。

○藤田進君 衆議院でも同じようなことを言われています。平準化するのには安い電気料金のほうを上げるんだものと。むしろ需用家から言えば、高いものを何と合理的運営なり経営によって下げて、だんだんと水のごとく低きにやはりついていってもらいたいというんだが、大臣のほうは、全国の経営の格差なり料金の格差をなくするためには、安いところはだんだん上げて、大体同じように、格差のないようにしたいという方針ですから、まるで需用家の希望しているものとは逆なんです。したがって、いま料金も違うんだからとおっしゃるが、これは私どもも、さあ一社になったからすぐ——新しい法人になるか、公企体になるか、発足しますと、いきなり料金も画一だとか……、そういうものは漸次解決がなされていいと思うのです。昔から言うように、日本は非常に、東西というか、南北というか、細長い島でありまして、中央に山脈があって、片や日本海に、片や太平洋に流れている、きわめてこの河川においても流域も狭いし、その川の長さにおいても短いものものです。したがって急流である。だから、鉄砲水というか、すぐ水が出てしまふ。ここに貯水池を必要とする。しかも、雪国もあれば、あの高原原野に貯水池に相当する東北地域のよう

に、五月、六月になり雪解けになれば洪水がくるということもあり、あるいはそうでない九州のような、十月ともなれば風水害常襲地帯といったような状態なのでありますから、したがって、豊水期、渇水期のズレもあるので

すね。あるところでは、極端に言えば水を捨てている。あるところでは渴水

で困っている。こういうものは、若干のロスがあっても、送電線でつないでいって、国家資源、水資源というものをむだに使わないようにするとか、もう今度は融通だけでなしに、開発も広域運営の中に入れるとか、いろいろ言われているようで、これは広域運営のところで申し上げますが、いずれにしても、広域運営がうまくいかなければ再検討する時期があると言われるその底には、必ずしも現行体制が十分ではないということがあるからではないかと思うのであります。

日本は広いから全国が一つといえども、末端神経が届かないとおっしゃるかも知れないけれども、わが国に非常な影響を持っているアメリカの場合を見て、御承知のように、カリフォルニア州は、これは日本の全土よりもまだ面積は一万二千平方マイルぐらい広いでしょう。これはやはり日本とよく似たように、かなり水力を持っていますね。これが、太平洋電気ガス株式会社という形で、一貫運営じゃありませんか。電気だけではない、ガスも兼業という状態。大体これに似たように、日本の場合もだんだんと、サービス・ステーション、散宿所といったような点は逐次整理統合して、そうしていまの機械化していくというふうに、よく運営も似てきてみると、どうも理由に乏しいように思うわけであります。企業形態を変革したからといって、料金なり何なりというものを急激に変える必要はないという、私どもは一つの経過措置なりゆとりを持ってものを考えて

いる。以上のような私ども考えを持っているわけですが、なお料金問

題ということで、一つの例示ではございましたが、困難性という理由にされるわけですか。

○国務大臣(福田一君) ただいま御指摘がありましたカリフォルニアは、ちよつとまた日本の場合と事情が違ふ。あそこは、人口の關係からいしても、よほど日本とは数字が違つておりますし、またあそこの工業の關係、いままでの成り立ち等々を見てみましても、あそこでは一社化されるべき筋合ひで開發が行なわれてきているわけでございます。日本は、この狭いところに約一億の人がおつて、そうして今度は産業を工業——輕工業、重化学工業化をしようというような段階にきておりまして、そこいら辺の産業構造が違つていふと思うのでありまして、しかもその産業構造に対して、一応いまの電気事業が電氣を豊富に供給する、また一応安く供給する、その形を整えてやつていふわけでありまして、急にいまそれをやることはたして日本の産業經濟のためにいいかどうかということになりますと、私たちとしては、それは急にそういうことを考える必要はない、いまのやり方でやつて。しかし、一番大事ないわゆる電氣の特質を生かす広域運営ということを十分にやれば、一方においては能率の低下ということを防ぎ、一方においてはやはり自分の会社を愛するということ——いわゆる親方は日の丸だということではなくて、自分の会社をよくするということの創意くふうも働いてくることによつていい結果も出てくるのではないか、こういう考え方から、い

まのような法案でもってしばらくやってみる必要がある。それでうまくいけ

ば、私は何もあえて一社化をしなればならないとは思っておりません。しかし、どうしてもそれではいけないという結果が出てくれば、そのときに、どうしたらいいか、どういう形でもっていったらいいかということに踏み切ってもおそくはない、こういう考え方であります。

〔理事赤間文三君退席、委員長着席〕

○委員長(前田久吉君) ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(前田久吉君) では速記をつけてください。

○藤田進君 当参議院の商工委員会といたしましては、非常に提案のおくられた、そうして衆議院段階で時間をとりまして、まあようやく本月の十一日でしたか、当院に送付されてきた電気事業法の審議をいまやっているとところであります。まあしかし、会期あとわずかに残しまして、従来、終戦後、大蔵大臣として、あるいは通産大臣として、また現在総理大臣として、全く文字どおり電気事業については詳しい総理の御出席をいただいて、基本的問題について若干お尋ねをいたしまして、あとわずかであり、審議いささか不十分の感がありますが、所要の意思を明確にしながら、できることならこの国会で成立をさせるように努力をいたしたいということ、委員長以下いろいろ現在審議を進めている現状でござります。しかし、どうもこの国会は、客観的にもそうでありますように、国会内部におきましても、あらゆる重要法

案が、本来そうあつていか悪いかは別として、ILO条約の批准に關係を持つというように感情的にはなつていと思われぬのであります。幸いに先週土曜日ごろから兩院閣僚委員會議等も熱心に持たれたらいいまして、昨日の国会討論會におけるいろいろな御発言等から見て、本日月曜日に三時からということでしたが、兩院閣僚委員會議等を持って、何とか一つの妥結点を設けて、この国会成立をしたという意欲には燃えておるといふことを受け取るのであります。しかし、これはあげて、党總裁であり、内閣總理大臣である池田さんのその熱意というものが大きくこの段階になりますれば影響を持つと思ひます。先般の予算委員會におきまして、私の、この際總理、總裁として裁断を下される時期ではないのだらうかというお尋ねに対して、その時期にあらずということ、私はそれ以上、當時の状況なり時間的事情から見て、重ねてのお伺いをいたしませんでしたが、全体の院の運営なり委員會の法案審議にも影響を現実の問題として持つ可能性が強いので、私は、この際特段のILO条約の成立に御努力をいたしたくとも、總理、總裁とされての立場から、この際どういふお気持ちなり具體的の方策を立てようと思はれるのか、まず冒頭に伺ひたいと思ひます。

たがひまして、いまここで私がどうこうと申し上げることは、かえつてその折衝に支障を来たすようなことがあつてはいかぬと思ひます。いまは控えたいと思ひます。

分頭においていかないと、そういう裁断とか何とかいって非民主的なことはできませんので、党内の意向を見ながら、また社会党さんのほうともその意向を伝えながら、折衝をいたしてこの段階でございまして。したがひまして、これに對しての私の考えをいま申し上げることは、先ほど申しましたごとく、適當でないと考えております。

という、きわめてアンバランスを生じているこの問題については、總理大臣として、各省間の調整がまだとれていないというときにあたりまして、どういふお考え、所信を持ってこれに對処せられるのか、お伺ひしたい。

すれば、輸出に對する分だけは私は電氣ガス税の払い戻しをすべきだ、こういう気持ちを保持しております。しかし、いづれにいたしましても、いい税金ではございません。世界にまれに見る税金でございまして。だから私は、これは一日も早くやめるべきだ。かわり財源ということが言われますが、何と申しまして、この電氣ガス税というのは国民生活の上昇に伴ひまして伸び率のいい税金でございまして、伸び率のいいかわり財源というので、伸び率のいいかわり財源という要求があるようでございます。そういう点から考えまして、私は将来もつとくふをこらしてこの税金の全廢に向かつて進んでいきたいと思ひます。いろいろな事情で、御承知のとおり、累年税率の輕減はいたしております。今後とも少なくとも通減をし、そしてできればこの税を廢止したいという気持ちを保持しております。

〇國務大臣(池田勇人君) ILO条約の批准につきましては、關係法案とともに今国会での通過を熱望しておるのであります。そういう意味におきましては、お話のとおり、先般來国会對策委員長の間で検討を加え、いろいろ折衝を続けておる状態でございます。し

〇藤田進君 見るところで、私も十何年議會にいらして、大体あてもないころでもないところ言っているうちに会期末、二十六日がくることは、だれも否定できないので、大体そんなところじゃないだらうかと言われているが、總理の期待としてはそうではないというところですが、とすれば、事態というものは、兩院間に話し合ひをつけてと言ひながらも、刻々時間は迫ってきている、そして對立もかなり深刻なようであります。問題はそう簡単ではないようであります。したがつて、非常な熱意はありながらも、この國會は話し合ひということ、この問題は結局時間が解決する、流れてしまふということを私は非常に心配をするわけでありまして、そのようになつても、これはしかたがないとは言ひないにしても、この際みずからの意思表示なり何らかのまとめる方向においての行動なりということはあるまでもおとりにならないのかどうか。もうあと二十日もわずかに迫つてきておるわけでありまして。最後までそれじゃ話し合ひということ、出先で話すということ、やむを得ないというお気持ちなのかどうか、重ねてお伺ひしたいと思ひます。

〇國務大臣(池田勇人君) 兩院間で話し合ひ、そしてその実現方に努力する、こういうことでせつぱくいま努力をいたしておるのであります。何と申しましても、やはり民主主義でございすから、党内のいろいろの意見を十

〇藤田進君 二十二日より明二十三日といったように迫つてきますので、いまはそうであつても、適當な時を得られるならば總理としても十分ひとつこの問題のまとめについては御関心と御努力をいただきたいことを要望いたしておきます。

電氣事業法につきましては、短時間ではあります、いままで若干の審議を重ねてまいりました。このうち、先ほども自治大臣、通産大臣の御出席をいただきましてお尋ねいたしました中に、この電氣税の問題が、これは年々一〇程度率は下げてまいりました。が、使用料等が飛躍的に増大してまいりましたので、年間その電氣ガス税の総額においては問題にならないほど増額されております。三十八年度が四百四十一億に對して、三十九年度見込みは五百七億というふうに、要するにこれは所管大臣である通産大臣も悪税であるとか撤廃すべきだという御主張であります。また、赤澤自治大臣におきましても、先ほど、撤廃すべきである、ただかわり財源について問題があるというにすぎない。とすれば、大蔵の關係もございまして。しかし、これだけではないが、この電氣料金の非常な格差のあるときに、しかも約百二十品目については非課税になつてい

〇藤田進君 二十二日より明二十三日といったように迫つてきますので、いまはそうであつても、適當な時を得られるならば總理としても十分ひとつこの問題のまとめについては御関心と御努力をいただきたいことを要望いたしておきます。

電氣事業法につきましては、短時間ではあります、いままで若干の審議を重ねてまいりました。このうち、先ほども自治大臣、通産大臣の御出席をいただきましてお尋ねいたしました中に、この電氣税の問題が、これは年々一〇程度率は下げてまいりました。が、使用料等が飛躍的に増大してまいりましたので、年間その電氣ガス税の総額においては問題にならないほど増額されております。三十八年度が四百四十一億に對して、三十九年度見込みは五百七億というふうに、要するにこれは所管大臣である通産大臣も悪税であるとか撤廃すべきだという御主張であります。また、赤澤自治大臣におきましても、先ほど、撤廃すべきである、ただかわり財源について問題があるというにすぎない。とすれば、大蔵の關係もございまして。しかし、これだけではないが、この電氣料金の非常な格差のあるときに、しかも約百二十品目については非課税になつてい

〇藤田進君 二十二日より明二十三日といったように迫つてきますので、いまはそうであつても、適當な時を得られるならば總理としても十分ひとつこの問題のまとめについては御関心と御努力をいただきたいことを要望いたしておきます。

電氣事業法につきましては、短時間ではあります、いままで若干の審議を重ねてまいりました。このうち、先ほども自治大臣、通産大臣の御出席をいただきましてお尋ねいたしました中に、この電氣税の問題が、これは年々一〇程度率は下げてまいりました。が、使用料等が飛躍的に増大してまいりましたので、年間その電氣ガス税の総額においては問題にならないほど増額されております。三十八年度が四百四十一億に對して、三十九年度見込みは五百七億というふうに、要するにこれは所管大臣である通産大臣も悪税であるとか撤廃すべきだという御主張であります。また、赤澤自治大臣におきましても、先ほど、撤廃すべきである、ただかわり財源について問題があるというにすぎない。とすれば、大蔵の關係もございまして。しかし、これだけではないが、この電氣料金の非常な格差のあるときに、しかも約百二十品目については非課税になつてい

〇藤田進君 二十二日より明二十三日といったように迫つてきますので、いまはそうであつても、適當な時を得られるならば總理としても十分ひとつこの問題のまとめについては御関心と御努力をいただきたいことを要望いたしておきます。

〇藤田進君 二十二日より明二十三日といったように迫つてきますので、いまはそうであつても、適當な時を得られるならば總理としても十分ひとつこの問題のまとめについては御関心と御努力をいただきたいことを要望いたしておきます。

電氣事業法につきましては、短時間ではあります、いままで若干の審議を重ねてまいりました。このうち、先ほども自治大臣、通産大臣の御出席をいただきましてお尋ねいたしました中に、この電氣税の問題が、これは年々一〇程度率は下げてまいりました。が、使用料等が飛躍的に増大してまいりましたので、年間その電氣ガス税の総額においては問題にならないほど増額されております。三十八年度が四百四十一億に對して、三十九年度見込みは五百七億というふうに、要するにこれは所管大臣である通産大臣も悪税であるとか撤廃すべきだという御主張であります。また、赤澤自治大臣におきましても、先ほど、撤廃すべきである、ただかわり財源について問題があるというにすぎない。とすれば、大蔵の關係もございまして。しかし、これだけではないが、この電氣料金の非常な格差のあるときに、しかも約百二十品目については非課税になつてい

〇藤田進君 二十二日より明二十三日といったように迫つてきますので、いまはそうであつても、適當な時を得られるならば總理としても十分ひとつこの問題のまとめについては御関心と御努力をいただきたいことを要望いたしておきます。

電氣事業法につきましては、短時間ではあります、いままで若干の審議を重ねてまいりました。このうち、先ほども自治大臣、通産大臣の御出席をいただきましてお尋ねいたしました中に、この電氣税の問題が、これは年々一〇程度率は下げてまいりました。が、使用料等が飛躍的に増大してまいりましたので、年間その電氣ガス税の総額においては問題にならないほど増額されております。三十八年度が四百四十一億に對して、三十九年度見込みは五百七億というふうに、要するにこれは所管大臣である通産大臣も悪税であるとか撤廃すべきだという御主張であります。また、赤澤自治大臣におきましても、先ほど、撤廃すべきである、ただかわり財源について問題があるというにすぎない。とすれば、大蔵の關係もございまして。しかし、これだけではないが、この電氣料金の非常な格差のあるときに、しかも約百二十品目については非課税になつてい

〇藤田進君 二十二日より明二十三日といったように迫つてきますので、いまはそうであつても、適當な時を得られるならば總理としても十分ひとつこの問題のまとめについては御関心と御努力をいただきたいことを要望いたしておきます。

〇藤田進君 二十二日より明二十三日といったように迫つてきますので、いまはそうであつても、適當な時を得られるならば總理としても十分ひとつこの問題のまとめについては御関心と御努力をいただきたいことを要望いたしておきます。

電氣事業法につきましては、短時間ではあります、いままで若干の審議を重ねてまいりました。このうち、先ほども自治大臣、通産大臣の御出席をいただきましてお尋ねいたしました中に、この電氣税の問題が、これは年々一〇程度率は下げてまいりました。が、使用料等が飛躍的に増大してまいりましたので、年間その電氣ガス税の総額においては問題にならないほど増額されております。三十八年度が四百四十一億に對して、三十九年度見込みは五百七億というふうに、要するにこれは所管大臣である通産大臣も悪税であるとか撤廃すべきだという御主張であります。また、赤澤自治大臣におきましても、先ほど、撤廃すべきである、ただかわり財源について問題があるというにすぎない。とすれば、大蔵の關係もございまして。しかし、これだけではないが、この電氣料金の非常な格差のあるときに、しかも約百二十品目については非課税になつてい

〇藤田進君 二十二日より明二十三日といったように迫つてきますので、いまはそうであつても、適當な時を得られるならば總理としても十分ひとつこの問題のまとめについては御関心と御努力をいただきたいことを要望いたしておきます。

電氣事業法につきましては、短時間ではあります、いままで若干の審議を重ねてまいりました。このうち、先ほども自治大臣、通産大臣の御出席をいただきましてお尋ねいたしました中に、この電氣税の問題が、これは年々一〇程度率は下げてまいりました。が、使用料等が飛躍的に増大してまいりましたので、年間その電氣ガス税の総額においては問題にならないほど増額されております。三十八年度が四百四十一億に對して、三十九年度見込みは五百七億というふうに、要するにこれは所管大臣である通産大臣も悪税であるとか撤廃すべきだという御主張であります。また、赤澤自治大臣におきましても、先ほど、撤廃すべきである、ただかわり財源について問題があるというにすぎない。とすれば、大蔵の關係もございまして。しかし、これだけではないが、この電氣料金の非常な格差のあるときに、しかも約百二十品目については非課税になつてい

〇藤田進君 二十二日より明二十三日といったように迫つてきますので、いまはそうであつても、適當な時を得られるならば總理としても十分ひとつこの問題のまとめについては御関心と御努力をいただきたいことを要望いたしておきます。

〇藤田進君 二十二日より明二十三日といったように迫つてきますので、いまはそうであつても、適當な時を得られるならば總理としても十分ひとつこの問題のまとめについては御関心と御努力をいただきたいことを要望いたしておきます。

電氣事業法につきましては、短時間ではあります、いままで若干の審議を重ねてまいりました。このうち、先ほども自治大臣、通産大臣の御出席をいただきましてお尋ねいたしました中に、この電氣税の問題が、これは年々一〇程度率は下げてまいりました。が、使用料等が飛躍的に増大してまいりましたので、年間その電氣ガス税の総額においては問題にならないほど増額されております。三十八年度が四百四十一億に對して、三十九年度見込みは五百七億というふうに、要するにこれは所管大臣である通産大臣も悪税であるとか撤廃すべきだという御主張であります。また、赤澤自治大臣におきましても、先ほど、撤廃すべきである、ただかわり財源について問題があるというにすぎない。とすれば、大蔵の關係もございまして。しかし、これだけではないが、この電氣料金の非常な格差のあるときに、しかも約百二十品目については非課税になつてい

〇藤田進君 二十二日より明二十三日といったように迫つてきますので、いまはそうであつても、適當な時を得られるならば總理としても十分ひとつこの問題のまとめについては御関心と御努力をいただきたいことを要望いたしておきます。

電氣事業法につきましては、短時間ではあります、いままで若干の審議を重ねてまいりました。このうち、先ほども自治大臣、通産大臣の御出席をいただきましてお尋ねいたしました中に、この電氣税の問題が、これは年々一〇程度率は下げてまいりました。が、使用料等が飛躍的に増大してまいりましたので、年間その電氣ガス税の総額においては問題にならないほど増額されております。三十八年度が四百四十一億に對して、三十九年度見込みは五百七億というふうに、要するにこれは所管大臣である通産大臣も悪税であるとか撤廃すべきだという御主張であります。また、赤澤自治大臣におきましても、先ほど、撤廃すべきである、ただかわり財源について問題があるというにすぎない。とすれば、大蔵の關係もございまして。しかし、これだけではないが、この電氣料金の非常な格差のあるときに、しかも約百二十品目については非課税になつてい

〇藤田進君 二十二日より明二十三日といったように迫つてきますので、いまはそうであつても、適當な時を得られるならば總理としても十分ひとつこの問題のまとめについては御関心と御努力をいただきたいことを要望いたしておきます。

〇藤田進君 二十二日より明二十三日といったように迫つてきますので、いまはそうであつても、適當な時を得られるならば總理としても十分ひとつこの問題のまとめについては御関心と御努力をいただきたいことを要望いたしておきます。

電氣事業法につきましては、短時間ではあります、いままで若干の審議を重ねてまいりました。このうち、先ほども自治大臣、通産大臣の御出席をいただきましてお尋ねいたしました中に、この電氣税の問題が、これは年々一〇程度率は下げてまいりました。が、使用料等が飛躍的に増大してまいりましたので、年間その電氣ガス税の総額においては問題にならないほど増額されております。三十八年度が四百四十一億に對して、三十九年度見込みは五百七億というふうに、要するにこれは所管大臣である通産大臣も悪税であるとか撤廃すべきだという御主張であります。また、赤澤自治大臣におきましても、先ほど、撤廃すべきである、ただかわり財源について問題があるというにすぎない。とすれば、大蔵の關係もございまして。しかし、これだけではないが、この電氣料金の非常な格差のあるときに、しかも約百二十品目については非課税になつてい

〇藤田進君 二十二日より明二十三日といったように迫つてきますので、いまはそうであつても、適當な時を得られるならば總理としても十分ひとつこの問題のまとめについては御関心と御努力をいただきたいことを要望いたしておきます。

電氣事業法につきましては、短時間ではあります、いままで若干の審議を重ねてまいりました。このうち、先ほども自治大臣、通産大臣の御出席をいただきましてお尋ねいたしました中に、この電氣税の問題が、これは年々一〇程度率は下げてまいりました。が、使用料等が飛躍的に増大してまいりましたので、年間その電氣ガス税の総額においては問題にならないほど増額されております。三十八年度が四百四十一億に對して、三十九年度見込みは五百七億というふうに、要するにこれは所管大臣である通産大臣も悪税であるとか撤廃すべきだという御主張であります。また、赤澤自治大臣におきましても、先ほど、撤廃すべきである、ただかわり財源について問題があるというにすぎない。とすれば、大蔵の關係もございまして。しかし、これだけではないが、この電氣料金の非常な格差のあるときに、しかも約百二十品目については非課税になつてい

〇藤田進君 二十二日より明二十三日といったように迫つてきますので、いまはそうであつても、適當な時を得られるならば總理としても十分ひとつこの問題のまとめについては御関心と御努力をいただきたいことを要望いたしておきます。

そこで、私も、この国会でこの法案審議にあたって、全国を再々編成、企業統合をするとかいうことは、時間的その他若干無理ではないだろうか。現実的政策として考えますときに、少なくとも、衆議院で議決を見ましたように、内閣のもとに、エネルギー関係全般を論じ、かつ結論を出し、世界の競争にたえ得る一環としてのエネルギー政策を打ち立てたい。その中には、あるいは再々編成を必要とするかしないかの議論も当然出てよろしゅうございませう。この調査会法といったような法的措置を講じまして、これが検討に入り、結論を導き出して、所要の立法なり措置を講ずべきであると思つて、総理といたしましての御見解を承りたいと思つております。

○国務大臣(池田勇人君) この電気事業の体制につきましては、戦前から戦争当時一会社で、たぶん昭和二十四年の三月ころではなかったかと思つて、私が大蔵大臣をしており、そして通産大臣を兼務したとき、九分割案を私がやったわけでありませう。もちろん司令部の指示もあつたわけでございますが、九分割でまいりまして、私は、いままでの経過から申しますと、かなりうまくいったと考えております。中に、あるいは九分割では多過ぎるかある程度の合併をしたらどうかという議論も聞いております。聞いておりますが、全体として私は電気事業法は、九分割によりまして、おのおの民間会社が合理化をし、そうしてその他方に適切な開発もやつていって、大体うまくいっている。ただ、九分割の関

係で、いろいろ全体から見て合理的でないあるいは格差その他の発生等が出てまいりましたので、今回御審議願つておるような広域運営、こういう制度を加味していくならば、大体私はいまの状態でも適正なやり方ではないかと考えております。なお、電気事業法について、エネルギー全体の問題として検討したらどうかという御議論は、いつの国会にも出てまいりております。また、去る六月一日に、衆議院におきましては、エネルギーの総合調整についての決議がございませう。われわれは、この決議の趣旨を体しまして、いままで通産省の産業構造調査会のエネルギー部会として、電気、石炭、あるいは石油、三審議会でいろいろ検討しておりますが、決議の趣旨に沿ひまして前向きにエネルギー全体の状況についてひとつ考えていきたい。聞くところによりまして、臨時行政調査会におきまして、この問題についての行政機構をいま検討中のようにございませう。あわせて、われわれも検討を続けていきたいと思つております。また、昨日帰られた、通産省から行かれた有沢君の帰朝談につきましても、そういう気持ちの帰朝談があり、いずれ答申が出てくることと思つております。そういう点にとらみ合わせまして、非常に産業の基本をなし、国民生活の向上に非常な関係のある電気事業につきましても、他の面とともに検討していかなければならない。ただ、ここで申し上げておきたいことは、私は、原子力に対する熱意が、当初は非常に熱意がございましたが、ただいま中だるみの状態でございます。この原子力開発につきましましては、私は民間のほうにも言つ

ておるのですが、当初のような熱意を持ってそうして各国の状況を調べ、将来性のある原子力発電についての検討をもつと積極的にやつていくことがこのエネルギー総合対策としても非常に必要なことじゃないかということを考えておるのであります。

○藤田進君 その点は、私も総理の御所信に沿つて今後の具体的措置を期待するわけでございませうが、林法制局長官にこの辺で一つ伺ひたいと思つております。

この事業法案もかなり慎重に法制局においても検討されたと思うのですが、企業の統合といったような場合に、それらしきものが見当たりません。これはいまの九電力をブロック別に一緒にしろという場合も将来あるかもしれないが、あるいはそうでなしに、二重投資になるべきものをどうするかという、もつと小型のものも起るのかという、さうしてその条文等がないというところは、現行憲法上——憲法二十九条ですか、いわゆる財産権等の考慮からないのか、あるいはこの種公益事業においては整理統合しろということが憲法上何ら抵触しないと言ひ切れるのか、法律をもって定めれば、憲法にいう財産権は、これは公共の福祉とか何とかというものの解釈でもって企業統合というものはできるのかどうか——それは憲法に反する、所有権の侵害であるという説も出てくるようでありますので、政府の統一見解として、電気事業の再々編成といふか、企業統合といったことが法律によつてなした場合憲法上いかなるものかというところを伺ひたいと思つております。

○政府委員(林修三君) この法案の審査の過程においては、実は原案からそういう問題が入つておりません。そういう問題についての考え方は含まれておりませんでして、そういう点については、実は私どもの内部でこの法案をめぐつて議論したことはないわけでございます。ないわけでございますが、一般問題として考えてみればということになつて、で、御承知のように、いろいろな法律を見ましても、場合によつては合併命令、たとえば企業の譲渡命令、事業施設の譲渡命令等の規定を置いているものもあるわけでございます。したがつて、憲法との関係でいへば、憲法は、御承知のように、財産権は公共の福祉の範囲においてその内容がきまる、やはり公共の福祉というワケは相当強くかぶつていて、そういう考え方が、いまの憲法の考え方でございます。したがつて、さうな公共の福祉上の要請あるいは合理的な理由があれば、必ずしも一がいには憲法違反ということとは、これはなからうと思つております。特に電気事業の場合は、御承知のように、これは許可事業でございますが、学者もいろいろ議論がございませうが、あるいは特許事業だといふ説もございませう、いろいろな考え方もあるわけでございます。何にいたしましても、地域独占的な性質も持つてある事業でございます。そういう事業であれば、やはり公共の福祉上の要請といふものは相当強くかぶるものだと思います。問題は、主として立法政策論に帰着するのじゃないか。それだけの必要性があればそういうことも必ずしも憲法違反だということとは直ちに言え

ないのじゃないか、かように考えます。

○藤田進君 そこで、これは総理の御出席のときにぜひ一点だけこれに関連してお伺ひしたいのですが、当初案にはその条項があつたとか何とかいうので、われわれの知る由もないことですが、けれども、そういうものが消えたといふことのようにあります。この法案によりまして、しばしば福田通産大臣も答えられますように、広域運営によつていろいろ不合理を是正していきたい、企業統合に相当する成果をあげていききたい、この様子を見て、あるいは再々編成といふことも当然考えなければならぬが、当面広域運営でやつていききたい、こういうことではないかと、総理の本会議における御答弁におきまして、広域運営でやつていく。やつた上でいかぬのであれば、そのときにまた検討をしていこうという趣旨の、速記を見ますと、御答弁になつておるわけで、とするならば、広域運営が絶対的であり、間違ひはないという確信もさることながら、それでどうもうまくいかないという場合には、全国一社にするか、あるいはブロックにするかは別として、何らかの企業統合なり、あるいは、逆に言えば分離なり、そういうものが予想されるとすれば、法の中にはその条文はあつてしかるべきじゃなかつたらうかと思つて、この点は、その事態に立ち至つた場合に、別に単独に立法をしていこうとされるのか。また、そういう予定でこの条文の中に入れていたのか。答弁と出されている法案との関係において、いささか私も矛盾を感じるところであります。広域運営をやつて

みてうまいかないということであらば、再編成、統合ということも当然考へなければならぬとするならば、それに備へるべき条文が必要ではなかつたろうか。いや、それはそのときに別の法律を用意したいという御方針なのか、この点をお伺いしたいのであります。

○国務大臣(池田勇人君) 先ほどお答えのうちに触れたと思いますが、九電力会社のうちで合併ということも一部関係者の間に議論があるように、私は二、三年前に聞いております。しかし、これはあくまで民主的に企業体がきめるべき問題である。政府が法律でどうこうしようという考えは、ただいまのところございません。それはなぜかと申しますと、いまの状態では、広域運営を加味しながらやっていくことによって目的を大體達し得る、こういう考え方であるのであります。したがって、広域運営をやってもどうしてもいかぬというようなことは、私はいま想像いたしておりません。この法案でできるだけうまくやっていくようにしようとするのであります。だから、広域運営がうまくいかぬときに再編成を考へるということとは、これはもう議論にギャップがある。現実の問題として、私は、私は考へておりません。しかし、実際問題として立法はいたしません。が、各企業体で、各企業のほうから自分らのほうは合併したほうがいいのかという気持ちで合併されると、私らは、その合併がよくない場合には、政府として指導はいたします。あくまで民主的に取り扱うべきであつて、法律でいま合併とか分割とかいうことを、私は考へていないのであります。

○藤田進君 この点のやはり弊害というものが、非常に民主的であり、かつ円満であるように見えても、行政指導なり内々の話し合いでということ、それは、それなりにいいようでありますが、しかし、過去における実情、あるいは現状におきまして、注文になつても、電氣事業に携わるものとしては、かなり政治権力による脅威といえますが、先般の衆議院段階における通産大臣の答弁でも、経営についてどうもおもしろくないので東北電力の社長以下やめさせました、というような調子なんです。ですから、案外、民主主義的であると言うが、法をもつて議会という国民の代表の審議を経て、そして、これが是非かということをきめること、のほうで、現在の議会主義政治というたてまえから見ても妥当ではないだろうか。これが舞臺裏においてやめろといへば、私企業であり、株主総会できめられていても、通産大臣のツルの一声でやめていく、これが一般の公共の福祉、公益性に直接関係するものである場合はまだしものことです。いろいろ過去においても、九州電力の人事において一通産政務次官がどういたしたとか、こういたしたとかいったようなことで必ずしも明朗でない事態が起きたりしてまいりましたので、やはりルールとしては、そういう場合は、こういう大きな私権に関する場合には、法をもつて規制していくということがむしろ民主的であるように私は思うのであります。

まあこれに対する再答弁は求めませんが、次に総理の御決断をいただかなければならぬ前進しない問題の一つとして、水力の開発というものが、御

承知のように、わが国はもう過去長い間水主火従、水力が六割ぐらい、当初の段階では一〇〇%でした。ところが、これがわが国の特徴として、小学校の昔は読本にも出ていたくらいに特徴とされてきたわけでございます。水資源の活用ということとは、それが漸次今日逆転をしてまいりました。これは結局、水力の開発というのは、その建設費において、あるいはキロワット・アワーの単価において非常にコスト高である、あるいは開発を急速にいたしますので、時間的に間に合わないといつたような点が大きな理由になつていふと思ひます。しかし、水力が、言うように、減価償却が水路は、堰堤は何十年といったようなことは、これは資本の効率から見れば必要でしょうけれども、実際は百年でもあるいはそれ以上もつわけで、ましてや、治山、水利あるいは水害の復旧といったような関係から見ても、かなり電力の開発以外に多目的利用というのがあるわけでありまして、これは最近、池田内閣におかれまして、特に最近、水力というもののについても拡大していこうという方向が出てまいりましたことは、まことに私はけっこうだと思ひます。ただ風潮だけではない、いまりません。何といつても水力に対しては、諸般の補償関係がうまくいっていない。衆議院におきましても、先般朝日新聞が六月三日に取り上げた「まぼろし部落」と称する、これを中心に議論されております。しかし、これは、こういう記事が出るのはまだまだおそきに失して、もうすでに数年も前から電源開発が確定する、すなわち、水利権の許可が有りますと、もうい

早くここには用地交渉なんかよりも早く、鉱業権の設定がなされる。私もずっと以前に商工委員会の調査団として参りました箇所もありますが、鉱業権の設定は、ダム、サイトの横穴を掘って、二、三人でモッコを下げて掘っている。これに三億出せと、こう言うんです。堰堤の上流を見ますとね、この「まぼろし部落」に出ているのは数年前ですけれども、ちゃんとパネルで組み立てるようになって、そうして、いや分家だとか何とか言つて、ときどき煙が出てくる、煙突から。それにまた電氣会社は電氣をつけているんです。これは供給規程なんかでつけないわけにいかないんでしようが、こういうことがあるわけなんです。そして当時——いまはもっと上がつていまして、大抵この場合も、どここの建物を持ってきて、あそこが十万円もつているから、その後物価も上がつていくから十五万円くれなければ立ちのめ、これが五戸や十戸じゃないんです。この場合、七十五戸ぐらいいだと思ひますが、こんなことが結局は許される結果になる、ごね得という。私は、先祖伝来の土地なりその他の財産について不当に取り上げるといふことはいけなかつたと思ひます。電源開発として国家目的に沿う以上は、十分の補償をすべきだと思ひますが、みだりに収用法で云々すべきじゃないと思ひます。こういう明らかに補償目的というものを対する一つの措置というものがなくては、水力を遠ざかるといふことは、これは自然だと思ひます。この点について、通産大臣においても、建設大臣においても、その他、どうしようもないというのが結論であ

ります。どうしようもない、どうしようもないでこれからおいきになる方針だらうかと私は言わざるを得ない。しかし、総理は決してそういうことではないと私は思つて特に御出席をいただき、この点についてのお考え、対処すべき方策についてお聞きしたいと思います。またこれと関連して、いわゆる「ごね得、補償——「まぼろし部落」と同様とは申し上げませんが、公共補償ですね。これまたどうも非常に不当なものがあります。具体的にいへば、水没地域でも何でもありません。学校を建てかねなければならぬとか、あるいは町役場を全然新しく建てかねなければならぬ、それを寄付しなければならぬとか、あるいは全体的な交通事情から必要がないにかかわらず、相当幅員の大きいものを長距離にわたつて町村道をつけていくとか、そういういった客観的に見て適当と思われないような、いわば公共補償というものも大きな水力を遠ざかる原因になつております。また、今日調べてみますと、人件費は、先ほどの調査では一五%くらいになつておりますが、六割以上が資本費、つまり、金金の非常に高いこと、これは水力に関する限りは、補償その他で大きな部分を占めるに至つております。そこで金利は、低金利政策と言われておりますが、この点は予算委員会その他でも伺つておりますので、第一点の補償関係については、どうにもしようがないということでは私はならないと思ひます。日本の経済の大きな部分を占める電氣事業について、コスト安の電源を、そして良質な、豊富なという三条件を満たすためには、逐次所要の施策を講じられる

必要があると思ひますので、この点を総理からお答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(池田勇人君) ごもつともなお話でございまして、われわれは国内の資源の開発には十分の熱意を持つて進んでいかなければなりません。水力が火力にかわつてくる状態は、安価といふところから見ておるのであります。国内でも低廉な電気がこれ以上供給されるようにいろいろなくふうをこらすべきだと考えております。

○藤田進君 長く申し上げてつかみにくかつたと思ひますが、要するに、いまのような「まぼろし部落」とか何とかいう、こういうものについて何か政策として、あるいは立法措置なりとしてお考えになっていないでしょうか、具体的に伺ひたい。

○国務大臣(池田勇人君) この点は、水力発電ばかりでなしに、いわゆる公共事業につきましても常につきまのであるであります。したがひまして、土地収用法その他につきましても改善を加えて、そういうごね得のないようにしていかなければならぬといふことは、水力発電といふことに限らず、全体について非常な問題だと考えて、逐次その方向に向かつて進んでおる次第でございます。

○藤田進君 その中に入つていふと解すればそれで満足するのですが、これはまた、電気事業といふのは、私は、電気会社がどうこうという意味じゃないのです。需用家が結局それだけの割りのものをかぶることになる。私は午前中も指摘したのですが、電気事業についてのもつとサービスの改善なり、

公共事業としての施策を要求したい。それには金もかかるでしょう。そういうときに、一般の道路でしたら、先般も私のほうの選挙区である広島から、二級国道を前後はつけた、おれだけがらばつて土地を売らないのだ、何とかひとつ——前後は反当たりが三千万幾ですが、今度通られたら見てくださいます。道路が一方所だけつかずにいる。それは無理だと、前後が折れ合っているのに、君一人だけがそれ以上の単価で買えといふのはいかぬと、だれかやつていただくところにお行きなさいといふことで帰つておりました。全体が開通するまではうつておけばいい、そうして地域社会においてどうもあそこががらばつていふからあそこは広くならなとか、家が立ちのこないとかどうとかという先例を設けさせることになるし、案外土地収用法なり何なりの手段もございまして。しかし、なぜ、このように電源開発に関する限りこういうものが出てくるかと言へば、資本費を少々十萬なら十萬、三十萬なら三十萬、五十萬なら五十萬出したほうが、これの立ちのきについて四の五の言っているよりも、早く湛水をして発電したほうが、事業の設備投資が大きいものでありますから、いやおうなしに出して発電を開始したほうがいい、こういう弱みがあるから、一般の公共事業と同様にはまいりませんが、この点十分にお考えいただきたい。

○藤田進君 その中に入つていふと解すればそれで満足するのですが、これはまた、電気事業といふのは、私は、電気会社がどうこうという意味じゃないのです。需用家が結局それだけの割りのものをかぶることになる。私は午前中も指摘したのですが、電気事業についてのもつとサービスの改善なり、

○藤田進君 その中に入つていふと解すればそれで満足するのですが、これはまた、電気事業といふのは、私は、電気会社がどうこうという意味じゃないのです。需用家が結局それだけの割りのものをかぶることになる。私は午前中も指摘したのですが、電気事業についてのもつとサービスの改善なり、

○藤田進君 その中に入つていふと解すればそれで満足するのですが、これはまた、電気事業といふのは、私は、電気会社がどうこうという意味じゃないのです。需用家が結局それだけの割りのものをかぶることになる。私は午前中も指摘したのですが、電気事業についてのもつとサービスの改善なり、

○藤田進君 その中に入つていふと解すればそれで満足するのですが、これはまた、電気事業といふのは、私は、電気会社がどうこうという意味じゃないのです。需用家が結局それだけの割りのものをかぶることになる。私は午前中も指摘したのですが、電気事業についてのもつとサービスの改善なり、

ろいろ言われていて、この間、総理官邸でも国産品愛用の会が持たれたように、もう少し国家施策によつて外資導入にかかわるべき発電機とかその他の輸入といふことは、これはこころでひとつ総理も考えられる時期ではないだろかと思つておりました。この点について、国の方針としてどういう手を打とうとされるのか。現在のように、今度電発のほうで法律の改正をされて外資導入といふ手はずになるようでございます。金利その他から言へば、これも魅力でございます。しかし、国策としては必ずしも適当でないように思われるわけでございます。総理大臣にこの点伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(池田勇人君) 外資によつて外国の機械を輸入するといふことは、いま問題の発電機について例を申し上げますと、十年ばかり前でございますが、日本には七萬五千キロの発電機しかできなかった。私は、外資によつて十五萬キロの発電機を輸入することとを認めました。業界は非常に反対をした例がございまして。それで十五萬キロの発電機を一台輸入することにより、そうしてまた、二十五萬キロの発電機を一台輸入することにより、日本の火力発電事業は急速な進歩をしたのでございまして。いまは四十五萬キロの分も、一部のものを輸入すれば日本でできる、こういうわけでございますから、一がい日本に産業を圧迫するといひましても、戦争中おくれた日本のいわゆる技術推進のためには、日本的に合つた程度のもを入れることは必要である。だから、いまは二十五萬キロ程度の発電機なら、世界のどこの国にも負けない。これは結局、日本的な

○藤田進君 この点は、当初、そういう熱効率がきつめて優秀であつた。しかし最近、新しくサンプルとして入れなければならぬといふ技術的格差はない。ですから、この点は十分ひとつ御認識いただきたいと思つております。

○向井長年君 総理が非常に時間を気にしておられるようですが、実は三點ほどばかり、長期開発計画の問題とか、あるいは料金制度の問題、あるいは原子力発電の開発の問題、いろいろお聞きしたいと思ひましたが、時間がございませぬので、これは通産大臣に適當な時期にお聞きしたい。

○向井長年君 総理が非常に時間を気にしておられるようですが、実は三點ほどばかり、長期開発計画の問題とか、あるいは料金制度の問題、あるいは原子力発電の開発の問題、いろいろお聞きしたいと思ひましたが、時間がございませぬので、これは通産大臣に適當な時期にお聞きしたい。

機械を輸入した効果であります。したがひまして、反対した方々にいまでも申しますと、あのときには間違つたと言つておりました、この方針でいってございまして。日本の産業の復興が大切でございまして、必要最小限度の日本もののは入れますが、単に金利が安いとか何とかといふことで考えるべき筋合いのものじゃないと思つて。だから、私は、ここ一年半くらい前でございますが、それはやっぱりそういうものにつきて、これは金利を安く、長くつけてやるくふうをしたらどうかといふことを言つておるのであります。これは発電機で申しましたが、ほかの機械におきましてもそういう事例が起きてきておりますので、今後起こるでしょう。

○藤田進君 この点は、当初、そういう熱効率がきつめて優秀であつた。しかし最近、新しくサンプルとして入れなければならぬといふ技術的格差はない。ですから、この点は十分ひとつ御認識いただきたいと思つております。

○藤田進君 この点は、当初、そういう熱効率がきつめて優秀であつた。しかし最近、新しくサンプルとして入れなければならぬといふ技術的格差はない。ですから、この点は十分ひとつ御認識いただきたいと思つております。

○藤田進君 この点は、当初、そういう熱効率がきつめて優秀であつた。しかし最近、新しくサンプルとして入れなければならぬといふ技術的格差はない。ですから、この点は十分ひとつ御認識いただきたいと思つております。

○藤田進君 この点は、当初、そういう熱効率がきつめて優秀であつた。しかし最近、新しくサンプルとして入れなければならぬといふ技術的格差はない。ですから、この点は十分ひとつ御認識いただきたいと思つております。

しておかなければならぬ問題がございまして。これは午前中も労働大臣に質問いたしましたし、それに対して一つの回答を得ております。先般私が本会議で総理に質問したことでございますが、特に今回の電気事業法案なるものが、大体要点を申しますと、御承知のごとき、需用者の利益の確保、あるいは安全性の確保、あるいはまたサービスの強化、こういう問題が非常に中心になつた法案であるわけでありまして。これを実行するためには、やはり少なくとも電気経営者が主体となつて、その精神に基づいてやらなければならぬ。同時に、その中で働くところの電気労働者、これもあわせてこの法案の趣旨に従つて、サービス向上のために、あるいは電気需用者の利益確保のためにやらなければならぬ、こういう責務を持つてゐる。したがつて、それに対する労使関係というものは、やはりいい労使慣行をつくつていかなければならぬといふことが基本であるわけでございます。

○藤田進君 この点は、当初、そういう熱効率がきつめて優秀であつた。しかし最近、新しくサンプルとして入れなければならぬといふ技術的格差はない。ですから、この点は十分ひとつ御認識いただきたいと思つております。

○藤田進君 この点は、当初、そういう熱効率がきつめて優秀であつた。しかし最近、新しくサンプルとして入れなければならぬといふ技術的格差はない。ですから、この点は十分ひとつ御認識いただきたいと思つております。

○藤田進君 この点は、当初、そういう熱効率がきつめて優秀であつた。しかし最近、新しくサンプルとして入れなければならぬといふ技術的格差はない。ですから、この点は十分ひとつ御認識いただきたいと思つております。

○藤田進君 この点は、当初、そういう熱効率がきつめて優秀であつた。しかし最近、新しくサンプルとして入れなければならぬといふ技術的格差はない。ですから、この点は十分ひとつ御認識いただきたいと思つております。

不足もあわせて。あるいはまた、労使
慣行が非常に悪い傾向の中で、言うな
らば、組合のほうも一部の誤った指導
者のあり方というところも原因になっ
たかと思ひますが、とにかく、そういう
形で三年間の時限立法を出されて、そ
の後三年たつて恒久立法にされた。こ
ういふ経緯があるわけです。当時、倉
石労働大臣だったと思いますが、この
ときには、労使慣行が正常に戻るなら
ばこれは撤廃するということを明言さ
れておるのであります。したがって、

一つは、法律論から考えて、憲法二十
八条にいうところの、いわゆる労働基
本権の問題、あるいはまた、公益事業
に対するところの一つの、労働関係調
整法の中で三十七条、三十八条という
規定がございます。これはあくまで
も、こういう公益事業で緊急調整的
な、いわゆる六十日間という三十七
条と三十八条を合わせますと六十日
間という一つの期間をもつて平和的に
解決しよう、こういう一つの法律があ
るわけです。したがって、そういう意
味から考えて、法律的にも、これは現
在の情勢の中で、必要でない一つの法
律である。また、実態的に考えまして
も、当時の労使慣行が現在そういう
かつこうで進んでいるかといへば、決
してそうではない。公益事業に従事す
る一つの労働者としての責務をわきま
えつつ生産向上に努力している。こ
ういふ二面から考えて、一日も早くこ
ういふ悪法は撤廃すべきである、こ
ういふ考え方をもちて先般も質問いたし
ましたところが、総理は、そういう考え
は持つておりませんと、あつさりと言
えられたのですが、この点、いまな
お、そういう考え方を持つておられま

すか。その点、労働大臣との食い違い
がございますので、明確にただしてお
きたいと思ひます。

○国務大臣(池田勇人君) 電気事業と
か石炭鉱業とかという重要産業で、し
かも全部がストをした場合におきまし
て、回復すべからざる打撃を与えるよう
なことが、もし万一起こつたとしたら
たいへんで、いままではそういうこと
ございせんが、国民の安心感から申
しまして、いまのような特例を設けて
おる次第でございます。もちろん、労
働関係は非常にうまくいつております
が、私はただいまのところ、直ちにス
ト規制法を廃止するという考え方は
持つておりません。しかし、こういう
ものにつぎましては、これは政治の要
諦として、前向きにいろいろ考えなけ
ればならぬ。だから、労働大臣が研究
はすると申しましたけれども、いまま
が、しかし、労働大臣にいたしまして
も、いま直ちにこれを廃止するとい
うことは答えていないと思ひます。
私はそういう点は、われわれお互い
に、こういう法は要らぬというりつぱ
な国にしたい。しかし、いまの現状で
は、直ちにこれが廃止できませんと、
こう言つておるのであります。何も、
労働関係法なんかでも、ほんとうに労
使がうまくいって、あんな法律はな
くてもいけるような時代が望ましいこ
とでございます。しかし、やはり国民の
安心感、いろいろな点から申しまし
て、私は本会議で申しましたように、
いま直ちにこれを廃止するという気持
ちはございせん。労働大臣も同じだ
と私は考えております。

立法上から考えましても、この労働法
の三十七条といふのがあつて、突如とし
てそういうストライキはできないので
す。十日間の一つの規定があつて、あ
るいはまた、場合によれば緊急調整と
いうことで五十日できないことになる
のです。こういう調整法が現在あるわ
けです。現状では、いわゆる法律から
考えて、そういう一つの予備期間があ
ると同時に、一方、現実の問題として
は、労使慣行は正常に戻りつつある、
そういう過程において、労働基本権と
いふものをそういう形で縛つておくこ
とは、かえつて労使慣行はうまくい
かない。これはなぜかといふと、午前中
もちょっと申しましたが、池田総理が
常に言うように、すなわち、いわゆる
東西の緊張緩和といふものは、あるい
は平和が保たれることは、やはり武力
の均衡の上に立つて初めて平和が保た
れるのだ、こういうことを常に言われ
るわけです。いま経営者は一つの経営権
を持つていろいろ問題を出して
いる。労働者はそれに対して、やはり少
なくとも団結権、その上に立つた団体
行動権といふものがあつてこそ、平和
的にものごとの解決が進められるわけ
なんです。それがいまの場合には非常
に片手落ちだといふことから、かえつて
一方的に不公平な形で泣き寝入りをし
なければならぬといふことは、やはりど
こかに不満が生じてきて、この法律が
施行されても十分なるサービスの強化
といふものが非常に困難な情勢が起
くるのではないか。そういう立場から、
いま直ちにこれを撤廃せよといふこと
よりも、今後そういう事態の上に立つ
て十分検討し、いわゆる前向きの姿
勢でこれを廃止するような方向でや

ていこうというのが、労働大臣の考え
方なんです。そういう点に池田総理は
賛成されるのか、いや、それではいか
ぬと言われるのか、この点を再度私、
聞きたいと思ひます。

○国務大臣(池田勇人君) 労働関係法
の緊急調整その他についても知つてお
ります。あれは昭和二十七年だつたと
思ひます。当時の労働大臣の、いま幹
事長をしておられる吉武君と相談して
やつた。しかし、そのこととこのこと
はだいぶ違うわけです。このことは
やっぱり重要産業で、緊急調整のよ
うな問題でなしに、その産業にも回復
すべからざる影響を与えるといふので
ございまして、緊急調整とはちよつと
觀念が違ふ。これはやっぱり労働慣行
といふことと同時に、国民の安心感と
いふこともあつてございまして、私
は繰り返して申し上げますが、いろ
んな規制の法律はないにこしたことは
ない。しかし、法治国といふものは、
やっぱり国民に安心感を与える一つ
の手段であるといふこともお考えに
なりますと、まだ、いまのところ、
私はこういう規制の法律をすぐやめ
る——方向としてはないにこしたことは
ない、もともとなかったわけでは
ない。あの混乱した状態のときにはなかつ
た。昭和二十八年に三年の時限立法で
やつた。それもなかなか困難だつた。
しかし、これを延ばすときにはわり
にスムーズに三十一一年にいつたわけなん
です。ですから、やはり労働関係がよ
くなったといふことは、これを廃止す
る一つの方向でございまして、片方で
安心感という、国民全体の安心感と
いふ面も考えなければならぬ。そうい
うことで、私は、なきにこしたことは

ありませんが、いまの現状では、いま
直ちに——では将来はどうか、な
きにこしたことはございせん、将来
は。そういう方向で国民全部が、その
業に携わつて直接の方のみなら
ず、国民全部が安心するような方向で
いかなければならぬと思ひます。

○向井長年君 そこで、いま総理の御
意見は、なくなつたほうがいいんだと
いふ立場で考えられておると思ひん
で、そうならば、今後、いま言つた
いろいろな事実の上に立つて、労働大
臣が言われるように検討をするとい
うことに対しては、これは反対じゃ
ないと思ひますが、いかがでし
ょう。

○国務大臣(池田勇人君) 検討とい
うことは、これは何もみんな検討しな
ければならぬわけではございまして……

○向井長年君 いや、前向きにです
よ。

○国務大臣(池田勇人君) 前向きに
です。法はないにこしたことはない。し
かし、無理にせかすといふことが政治
の根本でございまして、そういう意
味において検討していくということに
反対ではございせん。

○藤田進君 いま総理に質問をいたし
ましたことに關連して、所管大臣から
お伺いをしておきたいと思ひます。

再編成論については、総理はお聞き
のとおり、いまそれを考えてどうい
うことになつたか、広域運営云々
とおっしゃるんですが、通産大臣は広域
運営がいまうまくいかなければ、その
際、再編成もあり得るという衆議院の
段階における答弁で、これは立法論と
してはどういう形でその際はやはり
なるうとするのか。法制局長官の言を

かりれば、立法上違憲ではない、法律によつて統合するという、再編成するということは違憲解釈をとつていないということのようであります。通産大臣の言う、広域運営がうまくいかない、現行法の範疇でできるのか、あるいは現行法の範疇でできるのか、できるとすれば、どの条項であるか、お伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(福田一君) 私は、この法律はうまくいかないということでも何もこの法律を出しているのではなく、この法律をやつてみる、やつてみてだめならどうする、そのときは考えます。そのときには、いわゆる合併とか統合とかということを考える、それは一つの方法だろつと思ひ、こういう意味で申し上げておるのであります。私は、具体的にうまくいかなかったときには、その段階において研究もし、もちろん、この問題はエネルギー問題と関連しますから、全部ずつと研究は続けたいと思ひますが、しかし、いわゆる統合とか、あるいはまた合併とかというような問題については、そのときに私は、どういふふうにしたらいいか、うまくいかなかった時点において考えてみていいのではないか、かように思つておりますので、ただいまの御質疑にはお答えをいたしかねます。

○藤田進君 そういたしますと、内閣法制局長官の答弁は、総理も否定しなかつたわけで、法令、法律による企業統合等については憲法違反でないということは、通産大臣もそのようにお考えでございましょうか。

○国務大臣(福田一君) 私は法律によつてやつても差しつかえないと思つ

ておりますが、憲法違反だとは考えておりません。

○藤田進君 次に、補償関係についてですが、先ほど来申し上げておるようには、あるいは自治大臣にも申し上げておるようには、現在、これらの社会悪についてはいくつかの措置が法制上ない、適当な実効をあげるものはないと言われているわけであります。しかし、先ほど指摘したように、他の事業と違つて、あるいは道路であるとか、どうもほうつておいては進まなくなつてしまふ。そのところに補償問題——「まぼろし部落」も出てくる。そうするならば、行政指導の限界をこえていくというところであるならば、これは司法当局あるいは公安関係においても手のつけようがないんだ、むしろ国会の審議を通じて、ああいうことはもう法的にいかんともしがたいんだという宣伝を一生懸命にこの国会がやつたことになる。次の段階からは大いにふえてくるように思ふ。これを業となす者がふえてくる、だんだんふえてくる、こういうやり方が、とすれば、そこで所管大臣としては、どうするかということはお考えにならなければならぬのじゃないかと思ふんです。具体案はありますか。

○国務大臣(福田一君) 先ほど総理からもお答えありましたように、内閣としては、いわゆる公用の土地の収用に關する法律がございまして、この法律を何か強化するような考え方をもちまして、いつてはどうかと、こういう意味で前向きで解決をいたしたいと思つております。ただ、お説のように、こういうことでまだ實際できぬじやないか、したがつて、まるでそういうこと

を宣伝していることになつてふえるんじゃないかという御質問であります。が、そういうふうな弊害がきつたまれば、実は事はまた解決しやすくなる。どうしてもこの法律はこういうふうにならなければいかぬ、こういうふうな意見も出てくるわけであります。確かにいまのところ、弊害の度合いがだんだんふえてきておるといふことは認めておりますが、それだからこゝで、たとえば電源開発についてそういうような法律をつくつてはどうかというところまでは、なかなかほかとの関係においてもむづかしい。と言いますことは、電源開発の場合には、ダムをつ

くつたけれどもそれが使えないとか、あるいはまた、相当な公共投資をしたのにそれを使えないのでやむを得ずやるといふ意味で、非常に困るといふことがあります。道路の場合でも、あるいは橋梁をつくる場合でも、一軒が立ちのかないのも何とでもできない。どうしても一年も二年もその道路を使えない、また、つくれないという例がしばしばある。これなどは、それは歩く人が迷惑をしているだけだからがまんしていればそれで済むけれども、投下資本その他から見れば問題がある。その場合、どれだけの差があるかということになると私は問題だと思ふ。やはりこの種の公共的な仕事について土地の収用ができるような法制というふうなものをおわれわれとしては考えていくのが、一番妥協としては正しいのではないかと、こういうふうにお考えでおります。

○藤田進君 そうすれば、これは道路は建設大臣、あるいは電源等については通産大臣、多目的ダム等では農林大

臣だといふので、キャッチボールであつちこつちでどかやるだらうというのでは、これは解決しない問題なんでありまして、一番問題の大きいのは、やはり電源開発に伴う問題です。道路

は、私も建設委員会にて、青山の郵便局がなかなかそこを撤去しない、しかし、その前後は既定方針どおりど

んどん仕事を進めている。また、ぶつかればそこだけ残して前後をやつていく。そこはまた利用もされていくといふことで、案外、世論というものがその間に起きてきまして、御承知のように、新聞などにしまして、ここだけが立ちのかないといつたようなことになるとたまらないことになるし、なかなか行政当局にとつては便利がいろいろ

私に思ふ。ある水力開発の専門家が試算をしているものを私は見ました。これが社会主義経済であれば当然水力を中心に開発されるということになる

し、確信を持つわけですけれども、石炭対策その他の関係もありましようが、今後の重油中心の火力といふものは、水力へ振り向ける。そのために、減価償却等からコスト高になるとすれば、治山治水なり水害復旧なりということから考えても、ある程度国家助成がなされてもしかるべきものではないだらうかと思ひますので、この点そのように、今後特に水力の開発について重点的に政策を御考慮いただきたいと思ひますが、いかがでし

○国務大臣(福田一君) まず第一に、水系別の古い発電所をもつと有効に、つぶしてもいいから水を有効に利用するといふことは、確かに、そういうような必要があるだらうと私は思つております。したがつて、水系別にそういう問題を考へていくということも今後は研究をいたしたいと思ひます。それから、いまの水力の問題でござ

程度の家庭用電力というようなものが必要になってくる。したがって、いまお説のように、水力開発について、われわれはある程度今後力を入れてまいりたいと思ひます。また、それがどうして高価で、いわゆる計算の基礎が成り立たないというような場合において、国がこれに対して何らかの措置を講ずるといふことも、十分今後は考え得る問題であるし、われわれとしては考えていっていいのではないか。これが、ひいてはいわゆる生活の安定をもたらし、すゆえんでもあるし、また、産業を育てていくという意味においても必要性が起るやうな方向で問題を見てまいりたいと思つております。

○藤田進君 同時に、わが国の水力技術というものは諸外国に比してかなり——むしろ群を抜いておるといふか、優秀なものがあると思ひます。しかるに、現状は、ビルマその他賠償に関連するところは若干の国内技術の輸出というか、やっておるやうに思われまうが、しかし、自余については、単なるコンサルタント程度のものが若干行なわれておるにすぎない。これはもつと海外の水力開発について、特に東南アジア等あるいは南米等、国の施策のレールに乗せて海外への技術進出というところ、そうして、できれば、測量、設計といったことだけでなく、わが国の発電機材あるいは土木工事といったことについても、十分国の施策において進出ができるやうにするべきではないだろうか。現在、海外技術協力関係の団体はありますけれども、まだまだ

だ諸外国に比べて十分ではないと思はれるわけでありまう。現状と今後の方策についてお伺ひいたしたいと思ひます。

○国務大臣(福田一君) お説のとおりでございます。日本の電力開発技術というものは世界的にも認められております。したがって、今後はコンサルティングの仕事についても、もつと積極的にやれるやうな措置を講じたいと考えておりますし、さらにまた、日本の技術を海外にどんどん出す、特に東南アジア等においては、そういうやうなことも十分考えてまいりたいと思つております。

○藤田進君 それには、具体的に行政の上でどういたしますか、三十九年度については、もう予算も成立したわけですから。

○国務大臣(福田一君) 私は、さしあたりは、いままでに海外進出のため、そういう公団式なものの、会社式のものもできておりますが、こういうものを強化するなり、また、電燈などもこれをうまく利用するくふうがないかどうかということも私は考えております。

が、御承知のように、電気料金の認可の際に、そういう調査の費用というものは電力会社のいわゆる総括原価の中に見えておりますので、その分は、もしそういうものができるならばこちらに移すということ、いきなり初めから完全なものができるとは思つておられないわけでございます。ただ、いやしくも、そういうものができた場合には、調査業務を的確に遂行ができる経理的、技術的基礎を要するといふことでござい

ますので、その点は、できましたからには万全の監督をいたしたい。したがって、いま、どの程度のものができるかという目安と申しますか、これはもう少し研究をさしていただいて、しかも、実情に合ったやうなものを一つくつてだんだん及ぼしていききたい、こう考えておる次第でございます。

○藤田進君 そのように、これは政令、省令等にゆだね、かつ実態を把握できないものが法文に出てまいりますので、今後のこれらのあり方が非常に重要になってまいります。これらの省令等については、補足説明等から聞きまうと、新しく法文上にあらわれてきた衆議院修正になる、電気事業審議会の諮問に付するといふことでございまして、そういうことになりまうか。

○政府委員(宮本博君) おっしゃるとおりでございます。われわれといたしましては、先般も藤田先生の御質問にお答えいたしましたやうに、実際的にはこの政・省令できちんと定めることによつて、ほんとうにこの法律が生きてくるわけでございますので、そういうものはただ役人がつくるといふことではなくて、それぞれの専門の方

が、向かうの人たちをこちらに呼んで日本の技術を見せるということも必要であれば、そういうPRということにももつと力を入れて、外交関係、特に外務省の公館の大使館、公使館その他、そういうやうなところにおいて、そういう意味でもつと力を入れてもらふやうに努力をいたしたいと思つております。

○藤田進君 どうも具体性に欠けて不足ですが、しかし、今後の大臣の実際に行なわれるその状態を監視していきたいと思ひます。

次に、本法によりまうと、保安関係については、説明によれば、公益法人をつくつて云々といふことによつてあります。これの実態についてもう少し詳しくお述べをいただきたいと思ひますが、どういふものをつくつて、どのやうに運営され、どういふ資本をもつておつくりになるかといふやうな全貌を伺ひたい。

○政府委員(宮本博君) ただいま御指摘のやうに、この法律では、指定調査機関といふものをつくりまして、そうして、いわゆる電気事業者が、一般の電気工作物が通産省で定める技術基準に合っているかどうかを調べなければならぬといふことで、その調査義務をこの指定調査機関に委託できるといふたてをえをしております。したがって、いま、ただ、実際現在われわれ考えておりますことは、法律ができたらすぐそういうものをつくつて渡してしまふといふつもりではございませう。何分にも、現在まで電力会社にずっと一応調査をしてもらつておるわけでございます。ただ、現在のところ

は、御承知のように、昔は電力会社がたとえば屋内配線の所有権を持つておつたわけでございますが、御承知のやうに、終戦後、ほとんどそれがそれぞれの個人の所有権に渡つてしまつた。で、現在は所有権はないけれども、責任だけ負わされておるといふ形になつておるわけでございます。それを一応はつきりさせるという意味におきまして、そのかわりに、電力会社に調査義務を課すと、こういう形をとつておるわけでございます。ただ、電力会社がやるのはいいか、場合によつては、そういう専門的な、それ専門のやういふものをつくつてやつたらどうかといふことで、もしそれがうまくいくならば、そういうところにまかせるといふことで、この法律ができて、あしたからその指定調査機関がすぐ動きだすといふものではございせん。したがって、いま、どのくらいの規模でどのくらいの人員でとか、あるいは、どういふこととていふことは、まだ今日におきましてはつきりいたしておりません。たとえば、この法律にも書いてございませうに、まず地域を調査機関が調査いたします。調査機関の受け持つべき区域といふものがあるわけ

るいは一般の方にお集まりを願った審議会で御審議を得て、そうして、しかる後に公布するほうがよろしいと思ひまして、電気事業審議会で政・省会はすべて御審議をいただくというつもりでおります。

○藤田進君 通産大臣にお伺いします。が、とすれば、非常に重要な、通産大臣のあるいは補佐し、あるいは、ものを言う電気事業審議会になるわけでありまして、これは電気事業法に関する限り初めての例であります。この委員は、衆議院修正によれば二十人以上といふことになっております。この法律が施行され、とりあえずは、これが実施になるわけでありまして、その際に、委員については法の最大限である二十人程度なのか、以内といふことになっておりますので、どの程度をお考えであるのか、まず委員の数についてお伺いをいたします。

○国務大臣(福田一君) 二十人以上となつておりますが、二十人認めようかと私は考えております。

○藤田進君 その際には、私ども、これは重要であれば、それにふさわしい人をもつて構成すべきだと思つて、特に生産者に片寄つたり、あるいは特定の消費者でもまいりませんので、消費者は消費者のいろいろな層があるし、あるいは労働関係の人たちも広くいるでしょうし、こういうことで私どもとしても、こういう人ならばどうかといふことについては、その意見があるわけでありまして、おりに触れてこれらの意見をもち込む場合もあるかと思ひます。そういう際は、十分これをしんしゃくして通産大臣の裁定を仰ぎたいと思つておりますから、これら

構成に対する態度としてお伺いをいたしておきます。

○国務大臣(福田一君) お説のとおり、これは重要な審議会でもございまして、生産者だけの味方であつてもいけないし、一部消費者だけの味方であつてもいけない。また、労務関係等の面も考えなければいけないと考えております。したがらして、いよいよこの人選に当たるような場合において、皆さん方の御意見を十分また聞かせていただいて裁定をいたしたいと思つております。

○藤田進君 それから衆議院本会議における決議でも、調査会法の所要の措置を講ぜよといふこととございまして、これはもとより議員提出でありまして、いまお伺いするのは無理かとも思ひますけれども、電気事業審議会——電気事業法の中における審議会とは別個に、エネルギー総合対策を打ち立てるという意味で、かなり広範かつ奥行き深い審議をいたし結論を出すこの調査会は、どういふ構想が、人的構成において、あるいは法的地位にかせをいただきたい。

○国務大臣(福田一君) 御案内のように、これは議員提出として議決を得ておるのであります。趣旨においてわれわれは賛成をいたしておりますので、これは設置をいたしたいと考えておりますが、その構成あるいは運営等の問題については、まだ具体的には案を持っておりません。しかし、先ほど来、電気事業審議会の場において御発言があつたような御意見は、当然またこういうエネルギーの問題についてもあるはずであるし、われわれとしても

またそういうような立場からこの問題を十分研究してまいりたいと思つております。

○藤田進君 次に、現在所々で問題になつていますうちで、衆議院でも取り上げられました奄美大島の、非常にコスト高である、よつて九州電力に統合してもらいたいという運動が、われわれの手元にもなされております。これに対する、通産大臣として、本法が成立いたしますれば、何らかの措置が講じ得ると思ひます。どういふ解決策をお持ちであるか、お伺いしておきます。

○国務大臣(福田一君) まずさしあたり、われわれといたしましては、何らかの善後措置を講じてあげなければいけないと思つておりますが、これはたゞいま研究中であります。ただし、将来の目標といたしましては、これは九州電力に統合するという形において問題の解決をいたしたい。すぐこれができるかどうか、まだ問題がありますので、その間、中間の期間においてどうするか、それから最終的には、私が申し上げたように、九州電力に統合する、こういう形でもっていきたいと考えております。

○藤田進君 これはまあ消費電力量とか、経理の状況とか、いろいろ問題はあります。が、確かに、奄美大島が日本に復帰して、過去の電気事業歴史の経緯にかんがみますと、統合されるのが望ましいと思ひます。ただ、その際に、経理にどの程度響くか、これはまたいろいろ問題もありましよう。その際は、統合する方針の中には、そのときに全体の原価による供給規程というようにまで触れて

統合というお考えなのか、供給規程、まあ端的に言えば、電気料金の改定を伴わないという状態において統合という時期をお考えになるのか、これは非常に問題があるところだろうと思ひのであります。

○国務大臣(福田一君) 私は、統合する以上は、やはり同じような電気料金に持つていくといふことでなければならぬと思ひます。統合という形に持つていくときには、ただ、いまの状態を聞いてみますといふと、いろいろまだ問題があるようでありまして、実際の使用した電気に対するだけの支払いがされておるかどうかといふような問題もあるようであります。なかなか具體的になりますと、必ずしも理論だけでいかなない面が残つておりますので、こういう問題からまず解決をしていく必要もあるかと思つております。

○藤田進君 私が申し上げるのは、むしろん統合するといふことになれば、九州電力の供給規程を奄美大島に適用する、これは当然だと思ひます。それがなきや統合の意義もないでしようが、奄美大島の消費者としては、それは最終的目的地はそこにあると思ひます。そこで、かなり赤字経営である、あるいはロス率も非常に高いと聞いているわけですが、こういう赤字財源を持ち込んだようなことになるんでしやうが、そのことが九州電力全体の料金改定に触れなければならぬといふ段階では統合といふものはできない、九州電力がかなり運営のよろしきを得て、より黒字転化して、奄美大島統合が経理上さしたる影響はないという段階に、統合といふことを通産大臣はお考えなすつていらっしゃるかどうかと

いうことなんです。

○国務大臣(福田一君) 私は、奄美大島を統合することによつて、それが九州電力のいわゆる会社の経営状態を根本的に悪くするといふような、それほどの問題ではないと思ひます。したがつて、時期が来れば私はできるものだと考えております。

○藤田進君 だとすれば、比較的すみやかな時期に統合といふことが言い切れますか。経理問題がなければ、これは別にことごとく技術的に問題があるわけじやありませんし、要望をすみやかに入れ得ると思ひます。しかし、それが簡単にいかないように聞いている。これはとりあえず経理上の問題じゃないのでしやうか。

○政府委員(宮本博君) 実は、奄美大島をいまの時点ですぐ統合するかどうかといったことになりまして、確かに御指摘のように、それがすぐ九州電力全体の経理に響いてくるという可能性も現在ではございまして、しかしながら、九州電力もその後、将来にわたりますしては比較的安定的な経理もできるという見通しも立つておりますので、その辺の経理状況とにらみ合わせてやりたいと考えておるようございまして、ただ、御承知のように、九州電力の場合は、たとえば長崎その他に相当離島がございまして、奄美大島をするからには、やはりほかのはうとのバランスもございまして、その辺の全体のバランスも考えまして、それは九州電力といたしまして、前向きにできるだけ早くといふことは考えておるようございまして、ただ、大臣がおっしゃいましたように、奄美大島電力と申しますか、奄美大島の人たちのやは

り姿勢は正していただきたいという希望はあるようでございます。その辺をすみやかに解決した上で、できるだけ早い機会に、九州電力の希望でもあり、また、通産省としてもできるだけ早い機会に、そういう、いま申し上げましたような問題を御解決いたした上で、できるだけすみやかに、こういうふうにご考慮の次第でございます。

○藤田進君 奄美大島の住民の皆さんの意見も十分ひとつしんしゃくした上で、ひとつすみやかに御処理を願いたいと思います。

次に、問題となっておりますものに、いわゆる線下補償あるいは電柱敷地料というものがござります。現在われわれの手元に来ているものも若干ありますが、北海道等においては、電信電話あるいは国鉄公社といったものとの単価の比較においてかなり懸隔があるという不満がござります。当該北海道の中における同一地域において、しかも電柱敷地料の単価に大きな開きがあるという不満がござります。それから高圧送電線下の線下補償について、同様要求が来っております。そこで、これは北海道という原野における場合と、都市周辺の場合とは、おおむね事情が異なるので、画一的に単価を確定することとは、これは無理だと思ふ。しかし、いやしくも、国鉄公社あるいは電電公社等との関連において、行政当局としましては一つの補償基準というものが必要ではないだろうか。そのことがむしろ問題を惹起しているし、地域住民に与える利害が、非常に格差がついていくわけでありまして、これが将来の解決の方策について、具体的にお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(宮本博君) 御指摘の、北海道の線下補償あるいは電柱敷地の問題につきましては、衆議院でもいろいろ御注意がございまして、確かに、われわれといたしまして、実は御承知のように、たとえば電話の柱を立てる場合の敷地、あるいはその他国鉄の場合、これは全国一律ではございまして、たとえば電電公社の場合には、二十八、三十三、三十七年というふうな、それぞれ値上げをしております。ところが、北海道電力だけは、実は昭和二十九年当時から全然してございまして、ほかの電力会社はやはりこういう電電公社あるいは国鉄の値上がりとは大体合せてございまして、北海道だけ据え置きということで、これは確かにおかしいのではないかと、このことを、われわれのほうからさつそく指示をいたしまして、現在、北海道電力はその値上げを検討中でございます。ただ、北海道の場合、御存じのように、非常に敷地が広いというふうなことで、ほか並みでござるかどうかはちょっとわかりませんが、しかし、少なくとも、あまりにも現在差が多いので、その点は十分北海道の農民連盟ともお話し合いの上で、できるだけすみやかに、ある程度の値上げはしたかどうかということ、現在、北海道電力自身と折衝いたしまして、北海道電力が値上げ案を検討しておるといふのが、現在の実情でございます。

○藤田進君 で、これはどうします、今後の解決ですがね。これはまあ国鉄の場合に、三十七年度、たんぼの場合八十円、電電公社の場合も八十円、畑の場合は五十円、電電公社も五十円の場合にしてはいるようです。これに対応

する電気会社のほうを見ると、木柱の場合、田が三十円、畑は二十円、こういう状態なんですね。まあ、そのほか種類によつて違いますが、これでは問題があるように思ふのです。なるほど電柱は立てて提供する、電線も持ちましよう、そのかわり、電気はぜひつけてもらいたいという、未点灯部落等の要望は当初あったでしょう。これは電話の場合でもよくあることですが、しかし、一たん、これらの工事が済み、何年かたつと、やはり他の電電なり国鉄なりと同様の措置を願いたいというものが、これは人情です。これをどのように、今後、通産省とせられては指導されるのか、さらに具体的に伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(宮本博君) 電柱敷地の場合は、やはりわれわれといたしましては、国鉄あるいは電電公社と連絡いたしまして、横並びに見てもあまりアンバランスがないようにいたしたい。ただ、御承知のように、やはりそれぞれの地方によりまして、必ずしも電柱一本八十円が全国的にいいかどうかという問題も逆でございます。したがって、その点は実質的にはバランスをとるように、われわれのほうでも指導していきたい、こう考えておる次第でございます。

○委員長(前田久吉君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後五時二分散会

六月十九日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は五月八日)

一、中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案

中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案

これを改正しようとするときも、同様とする。

二、主務大臣は、前項の認可の申請に係る特殊契約又はその変更が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 第十七条第五項に掲げる事態を放置するときは国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあると認められる場合に締結するものであること。

二 第十七条第五項に掲げる事態に対処してその商工組合の地区内において資格事業を営む中小企業者が経営の合理化又は事業の転換を円滑に行なうため必要の最少限度をこえないこと。

三 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

三 第一項の特種契約については、第二十条から第二十二条までの規定を準用する。この場合において、第二十一条中「第十九条第一項各号(合理化事業に係る調整規程については、同項第三号又は第四号。以下第九十条第四項において同じ。）」とあるのは、「第三十条の二第二項各号」と読み替へるものとする。

第三十条の三 中小企業者以外の者は、第十七条第五項各号に掲げる要件を備える商工組合の代表者(その商工組合が会員となつてい

る商工組合連合会の代表者を含む。)が、政令で定めるところにより、同項の特種契約を締結するため交渉をしたい旨を申し出たとき

第三十条の二 第十七条第五項の特種契約は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第三十条の二 第十七条第五項の特種契約は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第三十条の二 第十七条第五項の特種契約は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

は、正当な理由がない限りその交渉に応じなければならない。

2 商工組合の代表者は、前項の規定による申出をしようとするときは、その申出に係る特殊契約の内容及びその申出の相手方につき総会の承認を得なければならない。

3 前項の承認の議決については、第二十三条第二項の規定を準用する。

第三十条の四 前条第一項の交渉の当事者の双方又は一方は、当該交渉ができないとき又は特殊契約の内容につき協議がととのわないときは、主務大臣に対し、そのあつせん又は調停を申請することができ。

2 主務大臣は、前項の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、すみやかにあつせん又は調停を行なうものとする。

3 主務大臣は、前項の規定により調停を行なう場合においては、調停案を作成してこれを関係当事者に示しその受諾を勧告するとともに、その調停案を理由を附して公表することができる。

4 主務大臣は、第二項のあつせん又は調停を行なおうとするときは、中央中小企業調停審議会又は都道府県中小企業調停審議会に諮問しなければならない。

六月十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、競輪選手制度改善に関する請願の趣旨反対の請願(第二九三五号)

第二九三五号 昭和三十九年六月九

昭和三十九年六月二十七日印刷

日受理
競輪選手制度改善に関する請願の趣旨
反対の請願
請願者 東京都知事 東龍太郎
紹介議員 安井 謙君

日本競輪選手会から衆、参両院に提出された選手の処遇に関する請願の趣旨は、法律を改正して選手の処遇に関する諸経費として、車券売上げ高の五パーセントを交付金として日本競輪選手会が交付を受け、賞金等一切を処理したいということであるが、本来合意による出場契約に基づいて支払われるべき賞金等を法律によつて処理しようとするもので、左記の理由により絶対反対であるから、特段のご高配を賜わりたいとの請願。

反対理由

一、交付金制度について
イ、施行者は競輪の開催に当り法律上選手幹旋の機関である日本自転車振興会の幹旋で自由営業者である選手と出場契約を結び、賞金等を支払う建前を採っており、又すべての公営競技も同様な方式を採用している。このような性格のものは、当然合意による出場契約によつて処理すべきものであり、法律上の交付金制度で処理すべきものではない。

ロ、車券売上げ高の五パーセントを要望する考え方は、収益配分方式を考えているようであるが、競輪の収益は民間の営利事業における収益配分の観念で考えるべきではない。

ハ、車券売上げ高の五パーセントとすれば、昭和三十八年度の車券

売上高実績より算出して約七十四億円となり現在の支出より二十八億五千万円の増加となる。このように一挙に六十二・六パーセントの増額は考えられないし、地方財政に大きな影響を与える。

ニ、施設の改善、環境の整備、運営の刷新等による健全娯楽場化のため、こころ、両年中に数十億円を要する実情にあり、このような多額の増額は考えられない。

二、交付金制度によらず契約による場合について
出場契約に基づく賞金等の支給は施行者の当然の業務であり、年間数十億円に及ぶ巨額の取扱いを委託することは全く考えられない。

なお、賞金は開催の都度施行者が支給しているが、日本競輪選手会がこれを行なうとすれば年間延約三十二万四千回に及ぶ全選手の出走、これに基づく五種類以上の賞金別の支給等によりあらたに膨大な経費を必要とする。

三、賞金のプール制について

現在売上高により賞金に格差を付して実施しており、他の公営競技においても同様に実施しているが、本来経営の格差により賞金に格差があるのが当然であつてこれをプールして全国画一的な賞金にすること自体に無理があり、しかも個々別々な経営体である施行者が他の施行者の賞金を負担するという筋の通らないこととなるのみならず、施行者によつては賞金が一挙に三、四倍、極端な場合は七

倍になるといふ非常に無理な形が生ずる。

四、共済制度について

本来共済制度は関係者が協力して経営すべきものであり、ことに開催毎に自由営業者である選手と出場契約を結び、その都度賞金をもつて決済している実情にある選手に対し、全額を施行者が負担する理由はないのみならず一挙に三倍近い増額は考えられない。

五、準備積立金について

競輪発足以来十五年間の実績よりみて車券売上げは年平均約十七パーセントの売上げの増加を示しており、売上げの減少は予想されないのみならず、車券売上げ高の五パーセントを交付するような形をとるので準備積立金が必要となるのであつて、現制度ではその必要がない。なお、昭和三十八年度の売上げ実績によると日本競輪選手会の計画より約四億円の余剰金が生じ、年々十億円以上が積立てられることとなる。

昭和三十九年六月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局